

〔注意事項〕

この会議録は、「ライブ字幕配信システム」を活用し、発言者名等を追記して作成した「速報版」ですので、細部にわたって確認をした正式な会議録ではありません。会議の内容をいち早くお知らせするためのものとして公表するものですので、あらかじめご了承ください。

なお、正式な会議録をホームページ上の「会議録検索システム」に登載した際には、この速報版は削除させていただきます。

◆令和 6 年第 3 回奥州市議会定例会【速報版】

令和 6 年 9 月 3 日(火) 午前10時開議

○議長（菅原由和君）おはようございます。

着席願います。

開会前に申し上げますが、服装につきましては、適宜調整をお願いいたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第 1、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

初めに、22番阿部加代子議員。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

通告しておりました 3 件、1 件目犯罪被害者等支援について、2 件目マイナ保険証の普及と利用促進について、3 件目認知症の方々に寄り添った地域社会の構築について、市長にお伺いをいたします。

1 件目、犯罪被害者等支援についてお伺いをいたします。

今年 4 月に岩手県犯罪被害者等支援条例が施行されました。

犯罪被害者や家族を支援するための条例、犯罪被害者等支援条例、この条例は、犯罪被害者等の支援に特化した特化条例と言われています。

昨年までは、岩手県を除く46都道府県にこの特化条例は制定をされており、岩手県は最後の制定県となりました。

市町村の制定状況でありますけれども、令和5年版犯罪被害者白書のデータによると、全国1721種区市町村のうち、特化条例を制定しているのは606ヶ所。

見舞金制度を導入しているのは631ヶ所。

貸付金制度を導入しているのは10ヶ所となっています。

東北6県では、宮城県、秋田県が全市町村で特化条例、見舞金制度も導入済みです。

岩手県のみが全市町村で特化条例、見舞金制度の導入がなされていない状況にあります。

県の条例施行を受けて、当市としての条例制定、支援計画の策定等についてお考えをお伺いいたします。

以上登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 阿部加代子議員の1点目のご質問にお答えします。

岩手県の犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本的理念を定め、県の責務および県民の役割を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として制定され、本年4月1日に施行されております。

この条例では、必要な支援が途切れることなく提供できる体制の確保や、県が市町村、民間支援団体等と連携して行う具体的な支援施策を含めた計画の策定、専門的な見地から調査審議を行う審議会の設置などが定められております。

具体的な施策の推進については、犯罪被害者等支援に関する計画を定めることとされており、県に確認したところ、今後、市町村、関係機関、団体への意見処分や、パブリックコメントを行った上で素案を作成し、今年度中の計画策定を見込んでいると聞いております。市といたしましても、犯罪被害者等支援が重要な課題と認識しており、県の支援計画の内容を見極めた上で、住民に身近な窓口として、役割分担がどうあればよいかを議論し、条例制定や計画策定などについて検討してまいります。

また、昨年から奥州警察署、管内の自治体や福祉団体などで構成される胆江地区犯罪被害者支援ネットワーク会議が開催されております。

この会議は、県条例の動向の共有や、情報交換を行っているものですが、今後は、こうした場を活用して、犯罪被害者等の支援方法などについて議論してまいります。

以上です。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

何点かお伺いをしたいというふうに思います。

県の方で4月に条例を制定されまして、県内4ヶ所ほどだったと思いますけれども説明会がございました。Zホールで行われましたその説明会に参加をしてみまして、県の条例について説明を受けたところでございます。

またそのときにですね、被害者の方のご家族の本当におつらいお気持ち、状況等もですね、お伺いすることができました。

そこでですね、お話があったのは、やはり県が条例を作ったからいいのではないと。

市民に一番身近な市がですね、被害者支援ができることが最も多いのではないかということを感じて参りました。

今、条例が出来ました件で、県と同時並行でですね、例えば支援計画今県が作られるよう  
でございますけれども、その中にですね、同時並行で進むというお考えはないのか、お伺い  
をしたいと思います。

例えば検討委員会を立ち上げて、しっかり情報収集する、また国の給付金の算定、見直し  
が行われまして、遺族給付金、障害給付金、上がってきましたそのようなことも受けまし  
てですね、しっかり市の方でも、県の計画と同時並行で進めていくべきであるというふう  
に思います。

とにかくですね、全国で、岩手県遅れているということをですね、認識していかなければ  
いけないというふうに感じております。

この点、お伺いをしたいというふうに思います。

またですね、日本の中で、都道府県の中で、岩手県が一番遅く、この特化条例を作ったと  
いうこともありますので、先進地ですね、支援メニューをしっかりと見ていただきながら  
、支援メニューをリスト化してですね、作成して、後から作るのでありますから、手厚  
い内容ですね、支援計画をしっかりと作っていただければと思いますけれども、ご所見  
をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君）それではただいま2点ご質問を頂戴しましたので、私の方  
から答弁させていただきます。

まず国と県と同時並行で進める考えはないかということでございましたけれども、犯罪被害  
者等基本法第5条に、法の基本理念にのっとりまして、国との適切な役割分担を踏まえ

て、地域の実情に合わせた施策の策定、実施の責務を有するという事で、これらの地方公共団体に求められた責務でございます。

したがって、県、それから市ともにものがございますけれども、ただの県と市では、人的体制、財政的規模等が異なりますので、それぞれですね、類似した内容を行うということではなくて、そのところはお互い連携経営しながら進めるということで考えておりますので、現在のところは同時並行ということでは考えておりません。

県が現在策定中でございます。支援計画の方の骨子におきましても、県と警察、市町村、それから関係団体がそれぞれその機能に応じた推進体制で進めるという想定でございますので、独自に支援事業展開するという事になれば、窓口をですね複数設けるということにもなりかねませんので、こういったこともですね、合わせて議論しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目でございます。

先進地のメニューを踏まえて、手厚いメニューで進める考えはないかということでございました。議員さんからご質問いただく前にですね、お話を伺った際には、兵庫県の明石市において、これはもう全国で最先進事例と言って良いかと思っておりますけれどもそういった事例があるというご紹介もいただいております当然私どもも、内容については、承知しております。

弁護士や精神的、相談といった経費、それから介護や配食サービス、子供の一時預かりといった、日頃の生活に密着している部分の御支援と言ったところの他特筆すべき支援としましては、加害者からの損害賠償金の支払いが滞った際には、それを立て替えて、一部ではございますけれども立て替えて市が考えてだから、徴収するといったような特筆すべき制度もございます。

当市で取り組めないかということでございますけれども、やはり現状におきましては人的財政的課題で検討せざるを得ないという部分がございましてこちらの方もですね、県それから関係機関との協議の中で様々検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）はい、あの県と同時並行と申しましたのはですね、連携をしつかりとりながら、県の計画も見ながら、市の計画等も作って条例もですね、作っていくという意味でございましたので、その点もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

そして今、支援のメニュー、ご紹介いただきましたけれども、やはり生活支援、住居支援

法的支援ということでですね、細かいところはやはり市町村が行うべきではないかというふうに思いますので、その辺はですね、先進地を見ていただきながらリストを作成してやれるものをですね、しっかりと取り上げていただければと思います。

例えばですね、最低総費用の支援、10年経ちますと損害賠償の請求権が10年で終わりますので、さらにその10年経ったときにですね、さらに提訴して損害賠償請求できるようにですね、息の長い支援も必要になってくるというふうに思いますのでその点もですね、お考えに入れていただければと思います。

あと、すいません市民の理解を得るために、どうすればいいのかというところになってくるんだと思いますけれども、軽犯罪自体は岩手県内減ってきてはいるそうですけれども、殺人であるとか強姦であるとか、そういう大変重いものはですね、増えていない、高止まりにあるというような状況もあるようでございますので、被害に遭った方々をですね、しっかり市民も支援をしていくというところの理解をですね、いただけるような取り組みも必要ではないかというふうに思います。

例えばですね、イオンさんでは、あの黄色いレシート、お買い物に行った方はわかると思うんですけど、黄色いレシートが出るときがあるんです。

そのレシートを入れるところがあるんですけども、その中にイオンの盛岡、またイオンスーパーセンターとかはですね、被害者支援のところがあって、そこに黄色いレシートを入れるというようなこともあるそうですので市内のイオンさんでまだないようですけれどもそういうことを進めていただいたり、またホームページを1クリックするとですね10円が募金されるというところが今県内では、協賛の会社があるそうでございますので、こういうこともですね周知していくことも必要かなというふうに思います。

また自動販売機なんですけれども、支援自動販売機設置協力業者ということで、奥州市内にもですね、自動販売機を利用すると、その1本で社会貢献ができますよっていうことで被災者支援にご寄付できるという形のものがあるんだそうです。

株式会社ミチノクさんとかですね白金運輸さんのところにはですねこの自販機が置いてあるということでございますので、こういう自販機をですね、例えば公共施設のところに設置するとかということですね、市民の被害者支援をですね身近にしていけるということも必要ではないかというふうに思いますので、お伺いして終わりたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君）ただいま県との連携をとりながら、しっかり検討を進めてほしいということでございましたので、そのことにつきましては、いずれ意見反映も含め

ましてしっかりやってまいりたいというふうに考えております。

それから、経済的支援の部分、これ県の支援計画の骨子の骨子案の中にも経済的支援という項目がございます。

その中に情報を得るための経費ということで、ご指摘のいただいたような内容ですね、検討の素材としては含まれているというふうに認識しておりますので、そういった検討についてもですね検討を連携して進めてまいりたいと思います。

それから、市民への周知ということでございます。

現在県の犯罪被害者支援の窓口となっております公益財団法人岩手県犯罪被害者支援センターと相談受付件数でございますが令和4年度の実績が599件、5年度が629件というふうになっておりまして、これは決して他人事ではない数字だというふうに考えております。いつ誰がどこで犯罪の被害者になるかわからないというところが理解されないと、やはりその関心を持っていただけないというようなことだと思っておりますので、そのことについてもですね、当然その県の支援計画の更新の中には入ってございますので、私ども市町村で何ができるのかといったようなところも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）2件目に移ります。

マイナ保険証の普及と利用促進についてお伺いをいたします。

今年の12月2日から、従来の健康保険証は新規発行がされなくなります。

その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されます。

円滑に制度を移行するために、政府はマイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努めているようです。

市民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や医療を受けるための基盤となっていくことの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要です。

以下についてお伺いをいたします。

市民のマイナンバーカードの保有数について、マイナンバーマイナ保険証利用促進のための広報活動の取り組みについて、マイナンバーカードが未だ保有されていない方への対応についてお伺いをいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（菅原由和君）倉成市長。

○市長（倉成淳君）阿部加代子議員の2件目の質問にお答えします。

質問内容がマイナンバーカードについてと、マイナ保険証についてでありましたので、まずは1点目のマイナンバーカードの保有数についてと、3点目のマイナンバーカードを保有されていない方への対応についてにお答えします。令和6年7月末の奥州市のマイナンバーカードの保有枚数は8万3076枚で、人口に対する保有枚数率は75. 7%となっております。

参考までに、岩手県の保有枚数率は74. 8%国の保有枚数率は74. 5%となっております。次に、マイナンバーカードを保有されていない方への対応についてですが、市民の申請や受け取りの利便性を図るため、毎月、時間外窓口及び休日窓口を開設しているほか、各種団体等に対するマイナンバーカードの出張申請を行っております。

出張申請の周知を図るため、広報おうしゅうへの掲載、地区センター事務長等会議での説明、よさってクラブの窓口担当者や高齢者福祉施設に対し、文書でご案内し、依頼いただいた団体や施設に職員が出向き、出張申請を受け付け、高齢者福祉施設につきましては、カードの交付も、職員が施設に出向いて行っております。

令和6年度は7月末時点で9ヶ所、81枚の出張申請を受け付けました。

この他にも問い合わせをいただいております、随時職員が出向き、現場での説明申請交付等の対応に努めているところでございます。

2点目のマイナ保険証利用促進のための広報活動についてであります、マイナ保険証は、薬剤や診療データに基づくより良い医療の提供や、医療機関で高額な医療費が発生する場合でも、手続なしで、高額療養費制度による受ける限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあり、医療DXの前提となる仕組みだと認識しております。

一方で、マイナ保険証の利用率はまだ低いのが現状であり、その理由としては、理解の不足や安全性の懸念等が挙げられています。

市では、マイナ保険証の利便性や安全性、医療DX性の重要性を理解していただくため、保険証の最終更新時にリーフレットを個別に通知したほか、ホームページ、ぽちっと奥州での情報提供を行っております。

また10月からは、1階待合ロビーの行政情報モニターでの動画放映や、11月号の広報おうしゅうへの掲載による理解促進を図ります。

さらに、今後は窓口採用の中でも、マイナ保険証の利用に関する疑問や不安に対する丁寧な説明により理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

こうした取り組みを通し、引き続き、マイナンバーカードおよびマイナ保険証の普及と利

用促進に繋げていきます。

以上です。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）阿部加代子です。

何点かお伺いをしたいというふうに思います。

まずマイナンバーカードについて、このカードを持っていないとマイナ保険証にならないわけですので、マイナンバーカードにつきまして、お伺いをしたいというふうに思います。ただいまのこと、市長のご答弁の中にもありましたけれども、あの将来的にですね、マイナ保険証による医療のDX医療サービスを考えますとですね、希望する方々に対しまして、保有の機会を提供するということが非常に重要になってくるというふうに思います。出張して団体への申請、また高齢者施設の申請を行っていただいているということでもございましたけれども、団体施設に赴いて、出張して申請受付をするということもそうなんですけれども、個人宅、要望のある個人宅に行つてですね、希望する方のところに行つて、申請のお手伝いをするということもできるようでございますので、こういう方式もですね、取り入れていくべきではないかと思ひますけれども、ご所見をお伺ひしたいというふうに思ひます。

また市町村の職員がですね、例えば施設に赴く、個人的に赴くということも、なかなか人手が大変かなというところもありますのでそういうときにはですね委託事業者でもいいよというようなことにもなつてゐるようでございます。

こういう方式でですね、あとはもうきめ細かな保有したいという方のところですね、行つて手続きをするということも必要かなと。今ですねナンバーカード保険証として使うときに、暗証番号入れなきゃいけないんですけども、なかなかですね暗証番号あれ何だったっけというようなことがあるようでございますので、そういう方に関しましてはですね、顔認証でもいいよということになっておりますので、そういうその手続の仕方もですね、できるということでございますので、暗証番号に不安があるという方に関しましてはですね、顔認証に限定したそのマイナンバーカードを利用していただくということも必要かと思ひますけれどもこの点、お伺ひをしたいというふうに思ひます。

ただし、顔認証にするとコンビニとかの申請はできないみたいですが、はい、保険証としては酒、しっかり利用できるということでございますのでこういうやり方もあるのかなというふうに思ひ今ですねマイナ保険証の利用促進のための広報、一生懸命やつていただいておりますと奥州にも出てまいりましたし、いろいろと病院に行つても薬局



に行っても、12月2日で使えなくなりますよというようなお知らせがされているわけですが、例えばですね地域のイベントがあるときに、そういう出店をするブースを設けるとかですね、そういうことも国の方では、費用を出すよというふうに言われているそうですので、こういうやり方も必要になってくるかなというふうに思いますけれども、この点について伺いをしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）平澤市民課長。

○市民課長（平澤真由美君）それでは私の方からは、個人宅でのマイナンバーカードの申請と、あと委託についての部分、あと、顔認証について、その3点についてお答えさせていただきます。

個人宅に行ってマイナンバーカードの申請をするのは、確かに全国でやられている市町村もあるかと思えます。

ただ、奥州市の場合、現在大体8割の方は、大体、まだ2万人くらいの方がまだ未交付になっている状況の中で、窓口も混んでまいっておりますし、先ほど言いましたように施設等の、それも問い合わせが多数ありますので、今時点ではまだ個人宅の方はまだ時期的にはまだちょっとそうしようかなというに判断して、まだ検討していない状況となっております。

次に、委託事業申請について委託もあるのではないかという話なんですけれども、奥州市の場合ですと、マイナポイントのときもだったんですが、会計年度任用職員を雇用してずっとやってきております。

現在も本庁の市民課では6名の会計年度任用職員を雇用してやっておりますので、委託をする状況にはまだない大丈夫かなというふうに判断しているところでございます。

あと、顔認証の後、マイナンバーカードについてですけれども、昨年度はそれが始まりましてのが12月から国の方で始まっておりますけれども、5年度は確認書を希望される方が4枚と6年度8月末時点なんですけれども5名の方、合計9枚前に顔認証のマイナンバーカードを交付しているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、コンビニ等での住民票の発行等ができない状況になっておりますので、そのところは丁寧に説明しながらやっていきたいと思っておりますし、暗証番号を設定した方につきましては、当然暗証番号でもよろしいですし、顔認証でもよろしいですので、そういったところも踏まえながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君）本城保険年金課長。

○保険年金課長（本城久美子君）では、私の方からは、4点目の地域のイベントなどにブースを設けるというご質問をいただいた部分についてお答えいたします。

広報周知の部分でございますが、窓口において、来庁した方とですね直接お話しして不安や疑問を解消していくことが理解していただくのにとっても効果的だというふうに実感しております。

地域のイベントとかに出向くという部分については、まだ考えてはおりませんでしたけれども、また電話とか、来庁いただいた方とですね、1人1人、丁寧な対応していくことで、利用促進に繋げていく、繋げていけるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

今のところはですね施設の方に行ってその申請をするというところで希望もあるということのようでございますけれども、やはり、丁寧なですね、申請をとということになりますと、なかなかその、出向いてできないような方々もいらっしゃると思いますので、ご希望があればですね、ご自宅にお伺いするということも今後検討すべきだというふうに考えますので、もう一度その点お伺いをしたいというふうに思います。

またですね地域の広報のところなんですけれども何か人が多く集まるところで、そういうPRをするということも必要かというふうに思います国もですね保険証使えなくなりますよということではですねここ数ヶ月の間にしっかりと周知をすべきだというふうに思いますのでこの点お伺いをいたしますです。

それとこれまだ、いや、決まったようなんですけれども、今のマイナンバーカードを申請するとですね、一、二ヶ月かかって、もう忘れた頃に届くと、というような感じがするんですけれども、申請して住民にカードが届くまでの期間をですね、短縮するということがですね、今年の12月2日から予定をされているということではございまして、申請時とか紛失をして再交付の方また海外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる場合は対象にですね、特急発行交付の仕組みが創設されるということではございますので、この辺もですね、まだこれからなんですけれどもこういうこともですね、周知をしていく必要もあるのかというふうに思いますので、お伺いして終わります。

○議長（菅原由和君）平澤市民課長。

○市民課長（平澤真由美君）個人宅への出張申請についてなんですけれども先ほど言いま

したように、まだ2万人余りの方が申請してない状況でありまして、介護施設の方に問い合わせが多数いただいておりますが、大きいところだと、60名単位で今後予定されております。

あとデイサービスとか、そういった方々の施設からの問い合わせがありますので、まずはそういった方々をやった上で、それでもなおまだできない。

個人宅でも、おうちから出れないような方については今後の検討かなというふうに思っております。

あと特急発行についてですけれども議員おっしゃった通り、急いで欲しい方は当然いらっしゃいますし、今2ヶ月は待たずにお渡しできるかなという状況にはなっているところなんですけれども、そういったところも周知の方は図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君）本城保険年金課長。

○保険年金課長（本城久美子君）お答えいたします。

人が多く集まるところでの周知が必要と議員のおっしゃる通りだと思っております。

今後ですね、1回の市民待合ロビーや、江刺総合支所に設置されております行政情報モニターで動画の放映をしていきたいと思っております。

通知の際には、リーフレットなどを同封するなどして、保険証廃止による混乱がないように、皆様が安心して医療を受けていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）3件目、認知症の方々に寄り添った地域社会の構築について伺いをいたします。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知症障害CI、高齢者が約600、100、612万人に上がることが推計される中で誰もが認知症になり得るという認識のもと、共生社会の実現を加速させることが重要です。

本年1月、認知症基本法が施行されました。

基本法では、認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民1人1人が1人の尊厳ある人間として尊重されること、その個性と能力を十分発揮しながら、ともに支え合って生きる共生社会の実現を目指しています。

特に地方自治体は、認知症の人やそのご家族にとって大変身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。

認知症の人も、ご家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取り組みが必要です。

当市の認知症に関する知識および認知症の方に関する理解を深める取り組みの推進状況についてお伺いをいたします。

認知症の方やご家族が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要ですが、現実の生活では、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者やご家族の不安から、同心理症状BPSDが発症し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことが起こります。

そのために効果的な技法として、あなたを大事に思っているということを伝えるために、見る、話す、触れる、立つの四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目をされています。

認知症の人の行動・心理症状BPSDの発症を抑制し、認知症の人とご家族等の尊厳ある生活を守るために、今に中度の普及に積極的に取り組むべきと考えます。

当市の考えをお伺いいたします。

若年認知症の方々も含めて、認知症の方が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の方の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境整備が必要です。

認知症の方が自らの認知症にかかる経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人やご家族の不安を軽減することは重要です。

早い段階で同じ経験をした方々との情報共有やアドバイスが受けられるよう、インターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備について、当初の考えをお伺いいたします。

警視庁のまとめにより、2023年、全国の警察に届けがあった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9039人に上ったことが明らかになりました。

認知症の方が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、3日目以降は生存する可能性は急激に低くなり、実際、行方不明になった方の中で、500人が亡くなって発見され、250人は発見に至っていません。

特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、操作開始の遅れに繋がる結果として、発見が遅れることになります。

行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人だったようです。

今後ますます増加が懸念される認知症の行方不明者に対して、生命を守るGPS端末の積極的活用に向けて経済的負担軽減策の実施や衣類に入れる二次元コードが記載されたシール等の普及など認知症の行方不明者を守る取り組みについて、同市の考えをお伺いいたします。

認知症の方が事故を起こした際に、本人やご家族に高額な損害賠償がなされるケースに備え、自治体が公費で保険料を負担する取り組みが広がっています。

安心して地域で暮らせる環境を整える必要があります。

当市の考えをお伺いをいたします。

以上登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 阿部加代子議員の3回目のご質問にお答えします。

最初に、1点目の認知症に関する知識理解を深めるための取り組みについてであります。

本市では、地域共生社会の実現を目指し、認知症の正しい知識の普及啓発を目的とする講座により、認知症サポーターを養成し、次に、実践の場で必要となる認知症の知識、手助けをするための対応スキルなどを習得するステップアップ講座により、オレンジサポーターを養成しております。

さらに今年度より、オレンジサポーターが、それぞれの地域において、見守りや話し相手、生活の困りごとの手伝い等の具体的な活動を支援するチームオレンジを整備し、近隣チームによる支え合い、助け合いによる地域づくりを推進しております。

二つ目のユマニチュードの導入普及についてですが、ユマニチュードとは、人間らしさを尊重したコミュニケーション技法の一つとして、同じ目線や触れるなどのケアにより、ご本人の不安を取り除き、介護の負担軽減にも繋がるとされております。

この考え方は、認知症施策推進大綱や認知症基本法においても本質的な相違はないものと考えておりますので、現在の取り組みを継続してまいります。

3点目の認知症ピアサポート環境の整備につきましては、身近な地域で、誰もが気軽に参加でき、交流や息抜きを目的とした思いでカフェの開設により、その環境を整備しております。

さらに今年度より新たに、本人同士交流会を立ち上げ、認知症の方ご本人が自らの体験や思い、必要としていることなどを語り合い、気持ちを分かち合うことで、希望を持って過ごすことができるよう支援しております。

これらの活動は現在、対面で開催しており、ご本人にはオレンジサポーターが寄り添うこ

とにより、安心してご参加いただいておりますので、ご紹介いただきましたインターネットの活用については、ご本人の意向を確認しながら考えてまいります。

4点目の認知症行方不明者を守る取り組みであります。

現在市では事前登録し、行方不明になった場合に、警察署や関係機関との連携により、捜索する徘徊SOSネットワーク事業を実施しております。

2次元コードは用いておりませんが、登録番号を記載した反射材のステッカーシールによる運用を行っております。

令和6年8月末現在で151名が登録し、行方不明になった場合には、協力機関として登録した関係機関へFAXとモバイルメールで広く市民に周知し、捜査の協力を依頼しております。登録していない方については、警察署より登録を勧奨していただいております。

なお、GPS端末については、現時点での導入は考えておりませんが、他市で導入している例もありますので、有効性および負担軽減について情報収集してまいります。

また、損害賠償保険については、これについては認知症により、物を壊したり事故を起こしたりした場合の損害賠償における補填制度につきまして今後、国等の動向について注視してまいります。

以上です。

○議長（菅原由和君）阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。ありがとうございます。

何点かお伺いをしたいというふうに思います。

まず認知症の方々に対するその理解を含む深める取り組みなんですけれども終始すごく先進的にですね、やっていただいております、それこそ他市から視察に来るぐらい頑張っているのだから本当にありがとうございます。

認知症のその検査する機械なんかもですね、導入していただいておりますありがとうございます。

一生懸命やっっているわけなんですけれども、特にもですねユマニチュードについてお伺いをしたいというふうに思います。

フランスが発祥でありまして、人間らしく尊重されることで初めて人間らしさを得るといいますかあなたのことを大切に思っていることを伝えることでですね、介護者の負担軽減、そして、徘徊とか暴言とかですね、そういう症状が減少したということが実証されております。

介護の基本なんですけれども、これを積極的にですね、取り入れている自治体がございます。

して、しっかりですね市民講座を実施をしたりですね、ユマニチュード推進部というのをですね、作って取り組んでいるところもあると思います。

本当に認知症になった方々の大変なご家族の思いがあるわけなんですけれども、そういうその技法があるということを知ってですね。

介護の軽減になれば、大変重要な取り組みだというふうに思いますし、またですね、施設の介護者の離職が減ったというようなデータもあるようでございますので、この技法の市民周知、そして積極的な取り組みについて行っていくべきだというふうに考えますけれどもこの点について、もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、行方不明者の方々の取り組みなんですけれども、今、徘徊SOSをやっていたいてるんですけれども、GPS端末、これから検討するということですが、必要になってくるかなというふうに思いますし、介護保険の適用にも、これは市が決めることですので、なればいいのかというふうに思います。

そして二次元コードのですね、シールなんですけど、今スマホをかざすとですね、その方の情報そして連絡先、そういうものがですね、すぐにわかるんですその場から連絡をしてくださる発見した方が連絡をしてくださるということになりますので、これ大変有効かなというふうに思います。

このことについてもう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから認知症の方がですね、様々ものを壊したり事故があったりですねしたときにですね、ご家族が大変高額な賠償請求を受けるというようなこともございますし、やはり自治体が公費で、保険条件はあると思いますけれども、公費で保険料を負担するという仕組みがですね、広がってきておりますこのこともですね安心して地域で暮らせる一つになるのかなというふうに思いますので、もう一度この点お伺いして終わりたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）千葉地域包括支援センター所長。

○奥州市地域包括支援センター所長（千葉礼子君）ただいまの阿部委員からの3点のご質問に対してお答えさせていただきます。

認知症の理解を深めるための取り組みということで、様々ですね奥州市におきましては近隣の支え合いということでいろんな事業に取り組んでおりますが、ケアのその技法であるユマニチュード、ということ積極的に取り入れてはどうかというところのご紹介がございました。

やはりフランス発祥の技法ということで、ケアを拒否する方に対して人間らしく、そして

接することでそういった抵抗感もなくですね、うまく介護に誘導することが可能ということで、取り入れてございますのでそういった考え方は先ほど市長も申しました通り、認知症の大綱ですとか認証基本法というところでの認知症は誰もがなりうるものということで、決してその方が病気として扱われるものではなく、人間として扱われながら優しくケアすることで、そして寄り添う地域の中で寄り添うことでその人が希望を持ってですね、生活できるというところでの組みを進めてございますので、今までの基本法、大綱も、もう基本にですねユマニチュードの考え方として介護者の事業所ですとか、そういったところもユマニチュード、もう一度ですね取り入れながら、そういった研修の場等で紹介させていただきたいと考えてございます。

そして行方不明者に対する取り組みについてでございますけれども、現在先ほど紹介のありました徘徊SOSネットワーク事業の取り組みということで、これは反射材というところで、番号により認知症の方をですね、早めにキャッチして、そこから捜索に繋げるでございます。

GPS端末につきましては、やはりそれ専用ですね、端末を靴の中とかお守り代わりにですね、ぶら下げるなどをしながら、スマホ等で一応検索できるというふうな利点もございますけれども、やはり早めに早期にいなくなったっていうところで、早めに早期に警察所さん等に通報することで、やはり発見も大事に至らず、発見することが可能となってございますので、現在ではですね、そういったQRコード等をかざすとですね、連絡がいくシステムでございますけれども現在のその番号の反射材のSOSネットワーク事業によりまして、携帯をかざすことなくですね、早めに警察庁さんに対応しながら、近隣で関係機関のFAX、そしてモバイルメールで住民の方に働きかけてかけてございますので、その徘徊SOSはやはり一番の捜索の手がかりとなるのが写真での捜索となってございますので、やはり事前にですね、その方の特徴、なかなか認知症の方っていうのは外からわからない部分、衣類とか、そういった形で季節にそぐわないものとか、傘をさしてたりっていうところではございますけれども、やはり顔写真が手がかりとなって専門機関の早めに警察庁さんの方に捜査を依頼しながらですね、関係機関でも対応するということが考えてございますので、現在のまずはその徘徊SOSネットワーク事業の方の登録をですね、もっと広くですね進めながら対応させていただきたいと考えてございます。

3点目の認知症による損害補償の自治体としての取り組みということになります。

昔ですね、愛知県の方でも電車の方に認知症でわからなくて呼び込んでしまって電車を止めてしまって、家族にそれを、保護者責任である家族に多額の損害賠償とか、そういった



ものが裁判になった事例もございます。

認知症になりますと中になんか徘徊したりですね、物をですね、うまく取り扱えなくなったりというところがございますけれども、やはり災害とか、事故、あの時、自動車の事故とかっていうところでの備えに対する保険というところでは、やはり認知症っていうのは誰もがなりうるもので一緒になったから物を壊したっていうところの、なかなか自治体としての取り入れている県もございますけれども、やはり自治体としての保険のその補填とする保険サービスについてはですね、国の動向も注意しながら、そういったものとの認知症による損害についての保険についても考えて情報収集しながら注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

ここで午前11時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次、24番、菅原明議員。

○24番（菅原明君）24番、菅原明です。

私は、さきに通告しています3件について市長にお伺いいたします。

1件目、記念樹の病虫害予防等についてについて伺います。

衣川の市民にあまり知られていませんが、合併前の昭和59年に村制施行100周年記念事業として、旧衣川荘の後ろから北股地区センターの上を通る市道沿線約13kmにソメイヨシノやシダレザクラが2,560本植樹されております。

桜の木の管理は、それぞれの行政区で行うとしていますが、昨今の行政区の実情は、高齢化や人口減少により管理が困難になりつつあります。

植樹から40年が経過し、植樹の場所によって木の成長には差がありますが見事な桜に成長しています。

しかし、問題も見られるようになってきています。

それはてんぐ巣病など病虫害による被害が多く、見受けられるようになっていることや、枝が長くなり、通行の妨げになっているとかも出てきていることであります。

これまで、手入れはされておりますが、延長距離、そして本数を考えたとき、早めに対処していただき、桜並木を活用した当市の観光振興に結びつけていただきたいと考えますの

で、お考えをお伺いいたします。

1 点目の質問といたします。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 菅原議員の 1 件目のご質問にお答えします。

衣川地域の桜並木については、旧衣川村の村制施行100周年を記念して、昭和59年に市道陣場線ほかの道路沿線へ、ソメイヨシノやシダレザクラが植樹され、総延長は約13km、植樹本数は2,560本であります。

桜の管理は、衣川地域内の各行政区が行い、市では、道路の通行に支障がある枝の剪定や折れ枝の除去を行うこととしてきましたが、行政区では、高齢化や人口減少により、以前のような管理が困難となりつつあるほか、植樹から40年が経過して、テングス病などによる被害も見受けられるようになりました。

このような現状を踏まえ、市としましては、病気になった枝の剪定や処理を実施するため、本年度から予算を増額して対応することとしております。

しかしながら、桜並木の延長、本数ともに膨大であることから、引き続き、地域との協働による対応を基本としながら、民間活力の活用を視野に入れた桜並木の管理手法や、今後の桜並木の維持に必要な調査の実施について検討してまいります。

なお、桜並木を活用した観光の振興については、市ホームページなどによる情報発信などにより、誘客に繋げたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 菅原明議員。

○24番（菅原明君） それでは何点かお伺いいたします。

ただいまの答弁の中からはなんですけれども、初めにただいまの答弁では、病気になった枝の剪定や処理のために、今年度から予算を増額しているというお話がございました。

まずはですね予算もですけれども、どのような取り組みをまずは考えておられるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 石川衣川総合支所副支所長。

○衣川総合支所副支所長（石川栄喜君） ご質問がございました取り組みの内容についてご説明をいたします。

例年同じような形で進めておることですが、予算の範囲内で支障木の剪定そして、あとは折れ枝の除去あとは剪定木との木くずの片付け作業ということで行ってございます。ちなみに令和5年度については、予算の範囲内ということで8本の剪定等を行ってござい

ます。時期にしましては、11月から12月にかけて支障がある木を調査をしまして、そこで実施をするという予定にしております。

以上です。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）ええそのように、どうぞ進めていただきたいなと思います。

そしてですね、9月1日に我々も市道の草刈がですね、行政区の皆さんでですね、取り組んだわけでございます。

その際も去年の木の周辺まで足を運んでですね、仮払いから刈り取ったということをやったわけなんですけれども、引き続き地域との協働によってですね、対応を基本としながら、今のご答弁では、民間活力の管理の手法や、維持に必要な調査などを実施してですね、今後民間活力も利用しながらというか、そういう形で進めていきたいというお話でございますけれども、このことについては具体的にどのように進めるのかについてお伺いします。

○議長（菅原由和君）門脇商業観光課長。

○商業観光課長（門脇純君）先ほど市長が答弁いたしました民間活力なり、調査なりというご質問でございます。また具体的にですね、どういう考え方でということはまとまってございません。

ただやはり、市の予算だけでは限られた予算の中でということでございますして、限界があるということでございますので、民間の活力を使ったということで答弁させていただいたものでございます。

ちょっとこれからの検討ではございますが例えばクラウドファンディングができないかとかですね、いろんな要素があろうかと思っておりますので、様々な観点から検討していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）ですね。先ほどのご答弁で枝の剪定、もうしながら、それから折れた枝の整理等も順次進めてきたということでございますけれども、桜並木にはですね、膨大な草地を所有している方もありましてですね、草地で作業されている方にとりまして、その市道走行をする際、市道側に出てきている、避けて通るということになれば、トラクターであれ、何であれ中央線の方に寄って運転をしなければならないということも場所によってはあり得るという話でございます。そういうことで中央近くを走ると本当だと思うようなことが何回かありましたという話も聞いておりますので、そういう危険なところですね、やはり点検をされてですね、今までもされてきていると思っておりますけれども、そうい

う方の話なども聞いてですね、事故のないように、そして、桜を見れるように進めていただければと思いますので、その点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君）石川衣川総合支所副支所長。

○衣川総合支所副支所長（石川栄喜君）それではご説明をいたします。

桜の枝が市道の真ん中とか中心の部分まで伸びているというようなお話と解釈いたしました。衣川総合支所といたしましては、毎年5月頃から100年記念桜の道路以外にも地域内の市道に対しまして、支障木なり、あとは桜除草作業を行ってございます。桜の方の場所につきましても計画的に道路を巡りながら、そして支障のあるところについては支所職員が何人かでそのチームを組みまして、除去作業を行っているということでございます。

これについては大体10月ごろあたりまで地域内容を巡回しながら作業を行っている状況でございます。その中でも、この地域につきましても、6月、7月頃にも一度見ながらですね、支障があるところについては、桜の木以外の杉とか、そういったところの枝の剪定も併せて行っている状況でございます。

以上です。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）事故のないように点検して、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれですね記念日として植樹した桜が、今年で44年経ちました。

長く咲き続けられるように、お願ひ申し上げまして、2点目に入ります。

それでは2件目、市道の環境整備について伺います。

衣川地域内に高速道路と市道が交差するボックスカルバートが6ヶ所、県道等交差する路線が1ヶ所、合わせて7ヶ所あります。

市道と交差する中には、車等で通行する際、高速道路側ののり面の草木が市道側にはみ出て交通の妨げになってきている部分が多々見受けられます。

そして、子供たちの通学路ですが、市道と交差するカルバートを通る通学路と県道と交差するカルバートを通る通学路が各1路線あります。

特にも主要地方道花巻平泉線のボックスカルバート内を通る歩道は、歩行者が多く、通ります。

そして非常に交通量の多い場所でありますから、安心・安全が確保できるよう、高速道路側ののり面の立木の伐採等を行い、環境整備を万全にさせていただくように、NEXCOに申し入れるべきであると考えますので、その考えについてお伺いします。

2件目の質問といたします。

○議長（菅原由和君）倉成市長。

○市長（倉成淳君）菅原明議員の２件目のご質問にお答えします。

高速道路と交差する市道の環境整備についてであります。高速道路と交差する市道のボックスカルバートは、奥州市全体で69ヶ所あり、そのうち衣川地域については6ヶ所となっており、今のご質問中では、県道との交差はもう1ヶ所ということでございましたね。また、ボックスカルバート周辺の管理責任者は東日本高速道路株式会社であることから、これまでも市道の通行に支障があるボックスカルバート上部からの弦などは市から同社に連絡して対応していただいておりますが、倒木などで市道の通行ができないときなど、早急な対応が必要な際には市が危険回避措置として処理しております。

今後は、管理責任者であります東日本高速道路株式会社に対して、計画的な環境整備の実施について、徹底していただくよう強く要望してまいります。

また、市道等の道路パトロールの際には、ボックスカルバート周辺のみならず、側道などの見通し状況についても確認し、安全な道路空間を確保するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）これにつきましては、1点だけ再質問したいと思います。

高速道路と市道及び県道が交差するボックスカルバートの周辺整備につきましては、市民から要望が出てくるのが少ないと考えます。

衣川地域だけで7ヶ所、そして、奥州市全体では69ヶ所あると、ただいまの答弁がありましたけれども、やはりですね、非常に草木が伸びますと、運転等に支障になる場所も見受けられますので、定期的にですね、やっぱり環境整備等、高速道路の会社の方にですね、点検整備をするように、これもやっぱり働きかけていただきたいなと思いますので、その件についてだけ、再度お願いします。

○議長（菅原由和君）大石維持管理課長。

○維持管理課長（大石美博君）それではお答えします。定期的にNEXCOの方に提言するようお願いする部分ですが市長答弁の同様にありますが、整備について徹底していただくよう強く要望するとともに、そういう苦情がある部分、それをまたまとめた部分も含めて、今後NEXCOの方には、要望していきたいと思っております。

あとパトロールの際もその辺は気にしながら確認している。その際にもそういう場合があった場合は、NEXCOの方に、その都度伝えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）3件目になります。

3件目自殺対策について伺います。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以来、大きく前進されております。

それまで個人の問題とされがちであった自殺は、広く社会の問題と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果が上がってきているようであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、非常に状況に変化が生じてきているようでもあります。

男性、特に中高年男性が自殺者の大きな割合を占める状況には変わりがないようですが、令和2年以降、自殺者の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増加していると報じられております。

そこで伺います。

1点目として、当市の現状はどのような状況なのか。

2点目として、奥州市自殺対策計画に基づく具体的な予防策と取り組みについてお伺いたします。

以上3件目です。

○議長（菅原由和君）倉成市長。

○市長（倉成淳君）菅原明議員の3件目のご質問にお答えします。

最初に、1つ目の当市の現状についてであります。

市の自殺件数の現状は、平成18年をピークに減少しておりましたが、令和4年以降は増加に転じています。

警察庁自殺統計によると、市では、令和元年から令和5年までの5年間で、103の方が自殺で亡くなり、全国と比較すると、20歳未満の割合が高く、その他、男性の50代、70代女性の70代以上に多いのが特徴でございます。

男女比を見ると、男性が76%、女性が24%と、男性が多く、自殺の原因としては、健康問題が最も多く、次いで、経済生活問題、家庭問題の順となっています。

次に、奥州市自殺対策計画に基づく具体的な予防策と取り組みについてであります。

国では、令和4年10月に、自殺総合対策大綱の改正を行い、市においても、国の施策に施策を反映させ、令和6年3月に、第2次奥州市自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い

込まれることのない奥州市の実現を目指し、全庁的、及び庁外関係機関とともに取り組みを推進しております。

特に全国に対して、割合の高くなっている子供、若者の対策については、これまで、中学生を対象で行っていた命の大切さを考える講演会を、令和6年度から小学生まで拡大し、実施しています。

また、中学1年生を対象に、心の健康や悩み事を相談できるパンフレットを配布し、1人で悩みを抱えないよう周知しています。

また、全国的に割合の高い50代働き盛りの年代への対策として、50歳男性を対象に、心の健康度チェックの事業を実施し、心の健康に関するパンフレットや相談先一覧表を配布するほか、フォローが必要な方に対して、相談支援に取り組んでいます。

その他、胆沢地域においては、平成29年度から令和3年度までの5年間、モデル地区事業を実施したところ、自殺死亡率が低下し、地域全体の心の健康への意識の向上に繋がったと考えております。事業の中で特に住民から反響が大きかった心いきいきだよりの配布については、全市に拡大し、取り組んでいます。

誰かに相談することの大切さが最も重要な自殺の予防策となっていることから、引き続き、相談先一覧表の全戸配布による周知を行うとともに、住民の孤立を防ぐため、地域でゲートキーパー養成を実施してまいります。

今後も、市の自殺の現状や、国県の動向を注視しながら、課題に沿った事業を展開し、生きこちのよいまちを目指してまいります。

以上です。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）それでは何点か再質問いたします。

始めに自殺対策推進のためにネットワークの強化が非常に重要であると私も考えます。

それでただいまのご答弁にもありましたけれども、そのゲートキーパーを養成し、そしてその方を方の力をお借りしながらですね、いろいろと自殺対策に取り組んでいきたいというお話でございますけれども、そのゲートキーパーの養成状況と、それから今お話にありました胆沢地域を重点にですね、5年間調査視察対策のモデル事業として、胆沢いきいき事業というような形で取り組んだということで、だいぶ成果が、成果といいますか、いい結果があったということでございますので、それらについてのことをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君）千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君）ゲートキーパーについてのご質問をいただきました。これまで、令和4年度までの実績でございますが、5845人の方にゲートキーパー養成の研修を受けていただいております。

今後これについては、養成者を増やして参りたいと思っております。

それから、胆沢地域での取り組みについてでございます。

胆沢地域では5年間をかけましてモデル地区事業ということで取り組んでまいりました。

その成果が見えてきたところでございます。

具体的には、ネットワークづくりであるとか、普及啓発活動、それから、先ほども申し上げましたゲートキーパーの養成、人材養成ということでの養成、それから早期に相談支援が必要な方を発見して、相談支援に繋ぐといったような取り組みをしてまいりました。

ネットワークづくりでは、胆沢地域で協議会を立てまして、その中でいろいろご協議いただいております。

それから普及啓発のところでは講演会等を特に重視して行いました。小さな単位での講演会も行っておりまして、胆沢地域全体での講演会というのも実施してまいりました。

それから、胆沢地域だけではないのですが全市で取り組んでいる50歳の心の健康度チェックについても実施しているところですが、胆沢地域においては、女性の方に対しても、実施したということです。

それから、ゲートキーパーの養成講座についても、地域の住民、民生委員を対象に実施してきました。

それから、早期の発見をして早期にご相談支援に繋ぐというところでは、先ほどの50歳のうちのチェック事業について、必要な方に対しては早期に相談支援に繋ぐであるとか、あと定例でのこころの健康相談等を実施したという成果が出たのかなと思っています。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）そういうその地域での素晴らしいその成果といいますか、そういう事業をですね、他の地域でも、今後こう続けてほしいなと思いますので、その辺の考えについてもお聞きしたいと思います。

それからですね、今度新しくですね、事業のためにですね、自殺対策の施策の中で5つの基本施策と3つの重点施策ということで、計画を立てまして、取り組む計画のようでありますけれども、その中でも私は重点施策をとにかくきっちりとですね市民に支援なりをすることが非常に大事ではないのかなと考えます。

その1つは、高齢者への支援、3つの支援の中の高齢者への支援、生活困窮者への支援、

そして働き盛りの年代への支援、先ほどありましたけれども、あわせて、小中高生の講演等もやってですね命の大切さを学ばせているということでございますけれども、その辺のこれからどのようにして、この支援、3つの支援について取り組もうと考えているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（菅原由和君）千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君）3つの重点政策ということでのご質問をいただきました。高齢者につきましては、現在よさってクラブ等を通じて皆さんが集まる場を作っているといったような活動をしておりますので、そこにはそういう場を作って、集まっていたいてそこで運動もするんですが、心の健康にも繋がると思っておりますので、そういった場を活用していきたいなと思っております。

それから、その場では、心の健康についての講話も保健師の方でしております。

例えば、おうちでの悩み事があったりする場合には、それに相談対応するであるとか、あとはゲートキーパーの研修まではいかなくとも、おうちの中でとかご近所でとか、地域でとかそういった方がいないかどうかとか、そういう気づきの点、お話するといったようなことで、少し高齢者が集まったような場でも、心の健康についてのお話をさせていただいております。

それから、生活困窮者につきましては、庁内の連携もあります。各相談窓口がありますので、そういったところでの庁内でキャッチするっていうことの中で女性もあると思いますので、実務者と、あと関係課長等の連絡会議を開催しながら各窓口での連携を図っているところです。

また、くらし安心応援室のようなところにも相談者が行くことが多いと思いますので、そういったところとの連絡調整というのにも必要だと思います。

それから働き盛り年代につきましては、先ほどから申し上げております50歳のうつのチェック事業ということで実施しておるわけなんですけどこういったことを通して今後も引き続き支援していきたいなと思っているところです。

また、事業者の方はですね、事業所については保健所の方でも担当しているものがありますので、県との連携も進めてまいりたいと思っております。

胆沢でのモデル事業を他の地域でもということにつきましては、そのとおり胆沢でやったことが成果があったということになりますので、そこはあの全市的に進めて参りたいと思います。

小中高生の授業については命と心の健康講座を開催しているところなんですけど中学生を対

象に開催しているところを今回小学生にも拡大するという取り組みをするところです。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）いずれ自殺まで考えるということになる状況は1つだけの悩みとかじゃなくいろいろなことですね、2つ、3つ問題があって、それでいろいろと自ら命を絶つというようなことになり得るのかなと思います。

ですので、やはり、若い人からお年寄りの人、1番なのはやっぱり働き盛りというか一家の大黒柱である男性の方がですね、男性の中でも一番比率が多いということですので、その辺をやっぱり重視することが大事だと。全体を見る中でも働くそのうちの大黒柱の方が倒れないような、そういう施策をですね、やっぱりもっともっと検討して進めてほしいなと思いますが、もし何かその辺の考えがございましたら、お聞きして終わりたいと思います。

○議長（菅原由和君）千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君）ありがとうございます。

男性の自殺が多いというのはその通りでございまして、ちょっと先ほどもありましたがコロナを経て、また経済状況とか、情勢がこう変わってきているところもありまして、そこをいち早くキャッチしながらですね、どういった状況でこういう背景が生まれているかというふうなところは押さえてまいりたいと思います。押さえた上での対策が必要な部分について今後とも検討して参ります。

○議長（菅原由和君）菅原明議員。

○24番（菅原明君）これで終わります。

○議長（菅原由和君）暫時休憩いたします。

○議長（菅原由和君）再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次、17番千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）17番、千葉都市です。

私は先の通告に従い、国民健康保険について、学校教育について、及び江刺地域の交通対策について、市長並びに教育長に伺います。

1件目は、国民健康保険についてであります。

奥州市の国民健康保険税は、令和3年4月1日に改定され、現行の保険税率税額となっております。改定の際の説明では、令和5年度末の国民健康保険事業財政調整基金残高につ

いて、5億円をめどとしておりました。令和2年度末の基金の残高はおよそ15億6000万円でした。改定の際の財政見通しの説明、前提として新型コロナウイルス感染症による経済低迷の影響で、所得減が見込まれ保険料も減が見込まれる。そして基金を取り崩しても、さらに不足される額に見合う税率の引き上げを行うという説明でありました。今定例会に提出された令和5年度の奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算によれば、基金残高は15億4000万円であり、令和2年度より2000万円ほどしか減少していません。

改定時の目標より、10億も多い額であります。

このような状況を見るならば、次期国民健康保険税の改定に際しては、国民健康保険事業財政調整基金の活用も含めて、引き下げを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

国民健康保険について、もう1点伺います。

国民健康保険は地域から国民皆保険制度を支えている重要な医療保険です。

しかし、加入者は、低賃金の非正規労働者、年金暮らしの高齢者、無職など、低所得者が多く占めているのが現状です。

国保加入者が病気やけがをして、医療機関を受診すると、窓口で、医療費の3割など、一部負担金を支払わなければなりません。

ところが、失業や廃業、疾病など働けなくなって、生活困窮に陥ったときには、その一部負担金を払えないという深刻な状況に直面します。

そうするとやむを得ず受診を控えることになり、それが病気やけがの重症化に繋がり、命に関わる最悪の事態になりかねません。

このようなときに、医療機関の窓口で支払う一部負担金を減額免除して、安心して医療機関で受診できるようにする制度があります。

それが国民健康保険法第44条第1項で、その中では一部負担金の減額及び免除、融資徴収猶予ができると定められています。

いわゆるできる規定ではありますが、奥州市でも、一部負担金の減免制度を創設すべきと考えますが、見解を伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 千葉敦議員の1件目のご質問にお答えします。

初めに1つ目の、次期国民健康保険税改正の考え方についてであります。

令和6年度から始まった第3期岩手県国民健康保険運営方針の見直しが3年ごとに検証さ

れることから、それに合わせて、市でも、令和8年度に税率の見直しを検討することとしております。

財政見通しと著しい乖離が認められる場合や、制度改正があった場合は、それ以前でも、税率を見直すことが適当であると考えております。

次に、2つ目の国民健康保険特別会計における財政調整基金の活用についてであります。国では国保税水準統一の取り組みの更なる加速化を目的とし、6月に国保税水準統一加速化プランの改定を行い、時期、国保運営方針期間の令和12年度から17年度までの中間年度である15年度までに、完全統一に移行することを目指すことが明記されました。

国保税水準の完全統一を目指す過程において、納付金ベースの統一に向け調整が行われている中で、国保事業費納付金の段階的な増額が予定されている一方、最近では、被保険者数が減少することで、国保税収入は減少する見込みとなっております。

そのため、今後も収支不足が拡大していくことが予想される現状においては、基金を活用しての税率引き下げは難しいものと判断しております。

次に、3つ目の医療費一部負担金の減免制度創設についてであります。

一部負担金とは、病院等を受診した際に支払う医療費であり、年齢や所得に応じて、2割又は3割の自己負担で医療を受けることができます。

しかし、様々な生活事業状況の変化により、自己負担が困難になる場合も想定されるため、市では、一部負担金の減免等に関する要綱を定め、被保険者の状況に応じて、一部負担金の減免等の処置を講じております。

具体的には、災害による死亡又は障害者となった場合や、資産に損害を受けた場合、失業等により、所得が減少した場合には、内容に応じて減額若しくは免除又は徴収猶予を行うこととしております。

相談内容に基づき、要綱に照らして対応しておりますのでまずは市の国保担当窓口でご相談していただくようお願い申し上げます。

なお、低所得者への対応については、被保険者間の負担の均衡、公平性を図る観点から、現行制度では対象とせず、高額療養資金貸付制度や生活困窮者、担当課へ案内するなど、他の制度の適用で対応しております。

また、保険税水準の都道府県単位の統一が進む中で、今後、減免基準の統一も行われていくことから、ほとんどの市町村で取り組まれていない低所得者に対する減免制度を独自に拡大することは望ましくないと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）それでは、再質問させていただきます。

歳入におけるですね基金、繰越金、今回の決算書見てあるいは令和4年、令和5年の分を見たわけですがけれども、予算段階において基金の繰入金というのが当然あるわけですね。きつといわゆる取り崩すという部分ですがけれども、令和4年度で6700万円、令和5年度で1億2100万円の基金繰入金という形で歳入の方に予算がありました。

しかし決算では、令和4年・令和5年度とも0円。

つまり、基金の取り崩しがありませんでした。

先ほど登壇しての市長の答弁の中で、今後の保険、収入の減少等々、いろいろ見込まれるのでという危機のことを答弁ありましたけれども、少なくとも4年・5年においては取り崩しがなかったということで基金が15億円台にとどまっているわけですのでこれらの部分は十分引き下げに回せるのではないかなと思います。それについて伺います。

それからもう1つ伺いますが、国保税の徴収に関して、2割、5割、7割の減免制度があるわけですが、その減免世帯数と国保世帯数総数に占める割合について教えていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君）本城保険年金課長。

○保険年金課長（本城久美子君）私の方から1点目についてお答えいたします。

決算では、4年度今年度の財政調整基金繰入金としては、取り崩しがなくて0円であったというのは議員のおっしゃる通りでございます。

令和3年度からの繰越金が1億9000万円、令和4年度からの繰越金が1億1000万円あったために、令和4年度今年度は、基金の取り崩しを行いませんでしたが、実質単年度収支は、令和4年度がマイナス7900万円、令和5年度が8700万円の赤字となっております。

令和6年度以降は、先ほど市長が答弁しました通り、事業費納付金の増額被保険者数減少に伴う国保税収入の減少により、収支不足はさらに拡大していくと見込んでいる状況でありますことから、当面は基金を取り崩して財源不足に充てる形で、国保財政の運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

でございます。

○議長（菅原由和君）千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君）私からは、2点目の国保世帯数に占める軽減世帯数についてというご質問にお答えしたいと思います。国保税の令和6年度当初課税時点での県世帯数についてですが、まずは当初課税時時点での国保世帯数は1万4483世帯となっております。

ます。そのうち、軽減世帯数、7割、5割、2割軽減、合わせては7630世帯、割合でいきますと52.7%となっております。内訳は、7割軽減世帯が4421世帯、割合でいきますと30.5%、5割軽減世帯は1832世帯、割合でいきますと、12.6%、それから2割軽減世帯は、1377世帯割合でいきますと、9.5%となっております。

以上です。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）令和4年度あるいは令和5年度の単年度収支で見れば確かに赤字になっているということではありますが、現在、令和6年度中ではありますが、令和6年度も赤字になる見込みなのかどうか、もし、今の現状でわかれば教えていただきたいと思います。令和5年の12月議会、昨年12月議会ですけれども私より国保について一般質問をしたわけですが、その際の答弁では、今後の令和6年度から11年度までのもし、国保の運営のシミュレーションを行って、そして行ったところ、令和11年度に現状のままでいけば、基金が枯渇すると、それから令和2年と引き上げ前の税率だと令和8年度にかつそしてマイナスになってしまうという試算を答弁でありました。

15億円をですね、6年間、令和6年度から11年度はですね、6年間で0になるということは、年平均で2億5000万円ほどずつ減っていくと、基金が減っていくそれだけ赤字になっていくということ。赤字になるので取り崩すわけですが、2億5000万円ほど現在、4年・5年が8000万ほどの赤字なわけですが、いきなりこの2億5000万円ほど、ならしてですけども、赤字に一気にになっていくものなのかどうか、その辺のシミュレーションをして1年経っていますけれども、その辺は見解はいかがなものかお願いいたします。もう1点伺いますが、厚生労働省は先ほど保険料水準統一加速化プランというのを出しているということではありますが、納付金ベースの統一であったり最終的な広報のその都道府県内での完全統一を求めていると示しているわけですが、全国的な様子を見れば、進め方にはかなりばらつきがあるということも事実です。岩手県は全国47都道府県の中では進み具合は中間ぐらいの位置にいるかなと思っておりませんがその11年度に納付金ベースでの統一を目指しているというのは今までも答弁でありました。

でも全国の中には、その令和18年度に現状での数字です。数字というか状況ですけども、令和18年度になっても、納付金ベースの統一ができないというふうに県の段階で都道府県の中で段階で示している。ですから岩手県のこのペースが私からすれば早いんじゃないかなと思いますので、いや、厚労省は確かに求められているとは思いますが、この統一全体をスケジュールを遅らせていくということも国保税の引き上げを引き下げさ

せないというかしていかないためにも、統一を遅らせるように、県にさらに働きかけていくことが必要ではないかなと思います、その点について伺います。

○議長（菅原由和君）本城保険年金課長。

○保険年金課長（本城久美子君）お答えいたします。

令和6年度の不足の見込みということでございますが、令和6年度9月補正後の基金繰入金の予算額でございますが、1億7000万円ほどとなっております。

財政見通しの時点での基金の取り崩しの予定でございますが、7年度、8年度は2億円ずつ、9年度、10年度は3億円ずつ、11年度は3億6000万円を取り崩しても、約7800万円の不足が生じるという見込みとなっております。

2点目の件の完全統一のばらつきがあるというご質問をいただきましたけれども、ここで水準統一に関しましては、今後、人口減少、高齢化が進み、さらに保険者が小規模化していくことや、被保険者1人当たりの保険給付費が年々増加していく中で、制度の安定的かつ持続的運営ということを考えると、県単位とすることの必要性は認識しております。

議員がおっしゃられましたとおり、県と市町村の協議も続けられております。

県と市町村の適切な役割分担のもと、必要に応じて、スケジュール等に関しても要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）県に対する要望は必要だと思いますし、例えば国保会計の見通し、令和6年以降、7年、8年となれば2億円ほどの取り崩しの可能性がある。

であるからして、引き下げは難しいという答弁をいただきましたけれども、11年度の段階で、本当に完全統一がね、いつになるかと。今後の見通しではありますけれども、私とすればやはり完全統一をどこまでを遅らせていくということが必要ではないかと思ひますし、納付金ベースの納付金の納入額がどんどん増えているということですが、これを基金の取り崩しだけではなく、私とすればもしもどうしても足りなくなるのであれば、市の一般財源を投入しても本当は引き下げを目指したいですし、引き上げをしてほしくないという立場でありますのでそれについて見解を伺います。

それから、3番目質問の3項目めに一部負担金の減免について質問いたしましたけれども、要綱として整っているということでもありますけれども、要綱の内容について、市民、特に減免世帯の国保税の減免世帯の皆さんにどれだけ浸透が十分なのかどうか気になるところでありますので、その辺についてはどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（菅原由和君）本城保険年金課長。

○保険年金課長（本城久美子君）お答えいたします。

1点目の納付金が増えているということにつきましてでございます。

令和7年度から11年度までの間に事業費納付金は、2億9000万ほど増額となる予定でございます。

議員のご質問の中で、基金の取り崩しだけではなく、一般会計からの繰入というご質問であったかと思いますが、国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、保険税及び法律で定める公費で運営するのが原則となっております。

一般会計からの繰入、法定外繰入は、国保被保険者以外の住民に負担を求めることとなり、受益と負担の公平性、国保財政健全化の観点から、行うべきではないという通知が来るところでございます。

2点目の一部負担金の減免についてでございます。

当市で要綱で定めております一部負担金の減免につきましては、ホームページにより周知しております。

また、国民健康保険に加入する方には対面で保険証をお渡ししておりますがその際に相談があったときには応じておりますし、国保税の軽減の手続の中で、そういった一部負担金の納付についてのご相談をいただいたときは、税務課と連携して、対応しているところであります。

また、生活が困窮してというところでご相談をいただいた場合には、福祉課の方に適切に繋いで、対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）それでは1件目の質問はこれで終わりにいたします。

○議長（菅原由和君）それでは、2件目以降の質問につきましては、休憩後に行うことといたしまして、ここで1時5分、午後1時5分まで休憩いたします。

○議長（菅原由和君）再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

17番千葉敦議員の2件目の質問から行います。

千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）それでは2件目の質問いたします。

2件目は、学校教育と国もICTを活用した学校教育について取り上げます。

奥州市では、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、令和3年8月末に市内全ての小・中学校に、1人1台、ノート型パソコンを配布いたしました。導入から3年が経ち、教育現場での活用が進み、学力向上の一助に寄与していると思われます。

そこで以下4点について伺います。

1 学習ツールの活用の現状と課題について、2 持ち帰り学習の現状と課題について、3 別室登校や登校できない児童生徒の活用の現状と課題について、4 児童生徒のパソコンの更新について、以上質問します。

○議長（菅原由和君） 高橋教育長。

○教育長（高橋勝君） 千葉敦議員の2件目のご質問にお答えします。

一つ目の学習ツールの活用の現状と課題についてであります。本市では令和3年8月に、児童生徒の1人1台端末を整備しており、Googleの無償ツールを利用し、事業において、児童生徒が自分の考えを整理するのに役立てたり、画面上でお互いの意見を共有したり、画面を電子黒板に投影し、プレゼンテーションに利用したりするなど、様々な場面で活用されています。

また、昨年5月からは、市内全小・中学校に、AI型ドリルを導入し、授業の振り返りの小テストや、端末の持ち帰り時の家庭学習等に活用しています。

令和6年4月に実施された全国学力学習状況調査の結果においては、授業で週3回以上、ICT機器を活用した市内小学校、小学校は、88.9%で、前年度の60.0%から大きく増加しました。この数値は、全国平均93.2%を、4.3ポイント下回っておりますが、県内平均83.9%を5ポイントを上回る結果です。

また、授業で週3回以上、ICT機器を活用した中学校の割合は100%で、前年比14.3ポイント増加しており、全国平均90.8%県内平均87.5%を超える活用率となっています。

市内小中学校全体として、事業での端末の活用は増えておりますが、学校によって端末や、AI型ドリルの活用状況に差がありますので、学校間の差をなくすってなくしていくことが課題となっています。

2学期からは、ICT支援員が各学校を定期訪問し、ICTの利活用をサポートする体制を整備しておりますので、活用が遅れている学校をサポートしながら、市内小中学校全体のICT利活用を推進してまいります。

また、学習ツールとして、県内市町村の3分の2が導入しているロイヤルノートというアプリケーションが、当市では未導入となっておりますが、子供たちが端末を簡単に利用で

きるようになることや、県が推奨しているアプリケーションであることから、現場の職員から導入を望む声が多いため、今後導入について検討してまいります。

2つ目の持ち帰り学習の現状と課題についてであります。本市では、昨年度から端末の持ち帰りを進めており、昨年度中は、市内小中学校の全学年、全クラスで端末の持ち帰りを実施しました。

しかしながら、年度が変わり、1学期中に持ち帰り学習を実施した学校、学年別の割合は、7割程度となっており、夏休みにおいても変わらない状況です。

家庭学習では、紙のドリルが併用されており、学校の方針により、端末よりも、紙の学習をメインに取り組む場合もありますので、端末持ち帰り学習は、毎日実施すべきものとは考えておりませんが、全ての児童生徒の持ち帰り学習が可能な状態とし、感染症流行時等、緊急時にはオンラインで授業を行うなど、学校現場で状況に応じた学習方法が採用できるようにすることが重要と考えております。

1学期中に持ち帰り学習が未実施だったクラスのうち、大部分は小学校一年生のクラスが占めており、持ち帰りが実施されなかった原因として、教員の異動や新1年生が端末の扱いに慣れていないことがあると考えられます。

2学期からは、各学校定期訪問するICT支援員の協力を得ながら、ICTの操作に慣れていない教員や、児童生徒をフォローすることで、持ち帰り学習を推進してまいります。

三つ目の別室登校や、登校できない児童生徒の活用の現状と課題についてであります。現状としては、別室登校や登校できない児童生徒の学習保障のため、教室の授業の様子をオンラインで配信することに取り組んでいる学校や、AI間取りを活用している学校があります。

また、グーグルeの無償ツールの掲示板機能を使って、学習計画の周知と、実施状況の把握を行っている学校もあります。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症で休んだ児童生徒についても、同様の対応をとることができる環境を整備しておりますが、各校においては、出席停止中の児童生徒の体調回復を優先させており、新型コロナウイルス感染症、5類移行後、現時点での運用の実績はございません。

課題としては、ICT活用に係る環境整備は整っているものの、積極的に活用できる教職員の学級と、活用を苦手としている教職員の学級等で、活用に差が生じることが想定されます。

その対応として、2学期からICT支援員を増員し、定期的に各小中学校を巡回しておりま

すので、端末操作のサポートおよび端末活用アドバイスなどを行ってまいります。4つ目の児童生徒のPCの更新についてであります。現在利用中の端末は、令和3年9月に端末を整備したものであり、購入から5年後の令和8年8月末には、バッテリーの劣化や故障頻度の増加が予想されるため、全ての端末を更新する必要があります。

前回端末を整備した際は、公立学校情報機器整備費補助金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することができましたので、市の経費負担なしで、9000台の端末を約6億円で一括購入しております。

しかしながら、令和8年度の更新時には、国の補助金を活用しても、2億円以上の一般財源が必要であり、一括購入では、単年度の負担が大きくなりすぎることから、リースにより調達する方向で関係課と協議を進めております。

進めてまいります。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）それでは再質問させていただきます。

持ち帰り学習についてですけれども、その前提としてやっぱり家庭内でのWi-Fi、Wi-Fi環境を整えるっていうことがどうしても必要であるかと思えます。

これについてはどのように考えているのか実施されてきたのかということで特に、就学支援の対象品目にすべきではないかなと考えますがそれについても伺います。

それから、ICT支援員は2学期以降増やすというような話がございましたけれども、具体的にはどのような体制なのか、質問いたします。もう一点ありますが、でも、学校間の格差の問題、一部触れられておりましたが、教職員1人1人のやはり、どうしても、下がってってしまうということはある、ありうることでありますので教職員全体のレベルアップのため、そして学級間の格差、格差といいますか利用のところ含めて差をなくすためにいろいろ必要なことをあるかと思えますがそれについて伺います。

○議長（菅原由和君）菊池学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菊池長君）それでは3点質問いただきました。持ち帰った場合の通信環境ということでのご質問でございます。今現時点では持ち帰りインターネットの通信環境でございますが、各家庭で準備した準備していただくようお願いしてございます。自宅でインターネットを使用することができ、できる環境のない家庭もございますのでそのようなご家庭には、ルーターというものを貸し出ししてございます。

今現在、約90台のモバイルルーターを貸し出し中でございます。

通信費は各家庭の負担となつてございますが、就学援助を受けているご家庭には、通信費

の補助を行っております。

これらにより家庭環境による通信環境の格差が生じないように対応してまいりたいというふうに思っております。

あとは、ICT支援員の内容ということで、ICT支援員につきましては2学期から各学校の本人にサポートを回っているということでございますがこちらの方は、3人の支援員が週5回、1日に訪問ということで、25校平均で週1回の支援を実施するというもので伺って、各学校の方に行ってございます具体的な内容としますと、授業支援ということで事業に立会いまして、教員や児童生徒に対して、ICT機器の操作を支援するという、あとは研修支援ということで、ICT機器やソフトウェアの利用、利用促進するための教員向けの校内研修会の実施などそういったことをして、います。

そのことによりまして、学校での利活用を進めたいというふうに考えているものでございます。

あとは、3つめでございます。まず先生、学校間の格差とかですね、1人1人の格差が出ないようにということでの対応ということでございます。

まず1つとしまして先生、不慣れな先生への対応としましては、年度初めに先生方に操作を覚えていただくための研修を実施してございます。

内容としましては、グーグルのアプリケーションソフトの研修あと公務支援の校務支援、研修後、アイドルの研修などやっております。これらの研修を行いまして、まずは操作覚えてもらうよう、対応してございます。また、これら、研修につきましては、いつでも学べるように、オンデマンドで主張できるようにしてございます。

あと次にですね先ほど来申し上げておりますICT支援員ですね、3名増員して、ということですが、先ほど申し上げました通り、授業に立ち上げまして、教員や児童生徒に対してICT機器の操作を支援ということも入ってございます。これらにも、これらによりまして、不慣れな先生に対してもサポートしていきたいというふうに考えておりいうものです。

ICT支援員ですが、各学校でですね、クラスによって支援を望んでいる支援の内容が違う場合がございますのでそれら学校や先生方の要望を一つ一つ、聞き取りを行いまして、それら要望にですね重点的に取り組むことで、ICTの活用を進めまして各学校やクラスによって差が出ないようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）ICT支援員ですけれども、3人増える、今聞いたんですが、合計何人で結局もらっているのでしょうか。それから、週2コース、学校によって週1回程度回ってくるということですが、やはり規模大規模校、あるいは小規模校あるかと思うんですけれども、大規模校だとやっぱ支援員の指導の定数になるんじゃないかなと思います。その辺はどのように考えられているのでしょうか。

それからモバイルルーターの貸し出しについては非常にわかりました。通信費も補助されているということですが、モバイルルーター、例えば、これは市で設営整備したものなんです。90代の整備をどのように行われたのか、お願いいたします。

○議長（菅原由和君）菊池学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菊池長君）それでは3点ご質問いただきました。

まず1点目、ICT支援員、何人位になるのかということで、今まで令和5年まで去年までは1人ということで今年から3人増やして5人ということで3人増やしたという格好でございます。あと、主に週に1回ですね各学校回ってということで、大規模校ほど支援があつて、手薄になるんじゃないのかというご質問でございますが、こちらの方まず1回ですね、今年度やってみてですねあまりに差が出るとかそういったときにはですねそこら辺、少し全体で調整してきて、そこら辺もあの検討してまいりたいというふうに考えてございます。あと、ルーターの整備ですねこちらの方につきましては、国の補助金、活用しましてこちらの方を整備してございます。

以上です。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）支援員が今まで1人だったというのをちょっとどう表現していいかあれですけれども、導入されてからも、今年丸3年になるわけですが、最初の1年目2年目は本当に支援が1人だったというのであればやはり学校によって差が利用状況とかでねやって出てくるのは、やむを得ないするやむを得ないのかなと思うんですけれども、当初からやはり支援やはり、増やすべきだったと思いますが今後も増やした上でいろんな場面で対応していくということでもありますけれども、どうしてもやはり影響その先生方の対応どうしても学級によって差がでてくるあるいは学力に差が出てしまつて本当にもう問題かと思しますので、先生方の対応についてどのように考えているのか最後に教育長に伺っております。

○議長（菅原由和君）高橋教育長。

○教育長（高橋勝君）学校あるいは先生の間で格差でできる、できるだけ出ないようにと

いう取り組みについてですが、まず導入した当初1年目2年目ぐらいのところでは端末の使い方の部分を中心にサポートをしなければならないという状況がありましたそういったことでサポートセンターのような部分で別な部分で今やっていますが、そういった部分のトラブルシューティング的な部分の人たちはまた別におりますので、それをもって1年目2年目はそちらの対応の方が多かったということではいかにかよりまずはどうするかどのような操作が必要なのかとかですね、その辺の方に熟練していない先生方が多かったのですねまず使ってみるという部分、あとはトラブルが起こったときにどう対応するかという部分について対処してもらったと。

ただ期間が過ぎて今度はどう活用するかという部分の段階に移ってきているというふうに捉えてまして、ただこの事業の中で、ICT機器をうまく使っていくということになってくるとですね、指導できる方っていうのはそう多くはないと事業側の進め方がわかっている方であって、教科の授業をどういうふうに進めたらいいかってのがわかっている方さらにITにも堪能な方ということになるとかなり技術的には難しい部分が入ってくるので、先生方多いんが納得して使えるような形の支援であったりサポートっていうのはなかなかそういった方を見つけられなかったという部分で、昨年ぐらいまでのところなかなか人材が見つからないという部分もあったんですが、今回新たにですね、委託できる部分が見つかって、3人ほど増やしたということになります。

まだまだ十分ではないなというふうに思っていますがこの部分で操作にはだいぶ慣れてきていると思いますが、授業の中でどう使えば効果的なのかという部分については、まだまだこれから取り組みを進めていく段階になってくると思いますので、その3人増員した支援員の方々を力を入れながらですね、徐々に先生方の格差ある学校間の格差がなくなるような形で取り組んでいきたいなと。

その状況を見ながらですねさらにさらに地方支援が必要だということになりましたら、提出は検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君）千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）では3件目に移ります。

3件目は、江刺地域の交通対策、特に、江刺工業団地渋滞緩和対策について伺います。江刺工業団地は現在、フロンティアパークⅡが造成中であり、完成し、全ての事業所、工場が創業するということになりますと、1400人もの雇用が増えると言われております。現状でも、朝夕は工業団地内およびアクセス道路での渋滞が起こっております。

特にも冬期間はさらに路面凍結や積雪で、ノロノロ運転での渋滞が酷くなります。

早急に改善が必要な渋滞緩和対策の今後の進め方について伺います。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 千葉敦議員の3件目のご質問にお答えします。

江刺工業団地におきましては、通勤時における渋滞対策が課題となっています。

また、フロンティアパーク2の完成を間近に控え、工業団地のエリア拡大に伴う雇用の増加が見込まれ、交通量の増加も予想されていることから、渋滞は緩和対策について調査検討を行ってきたところです。

令和5年度は、工業団地中心部を通る市道南八日町新地野線の複線化の検討を行うとともに、現状を把握するため、交通量調査と工業団地通勤されている方へのアンケート調査を行い、交通量の状況を把握いたしました。

その結果、工業団地内の当該路線につきましては、ここの交通量増加を踏まえ、2車線から4車線への拡幅が必要となりました。

また、当該ルートに交通が集中している現状に加え、道路改良による長期間の工事規制での影響が懸念されることや、工業団地南側の3車線区域の改良の必要性なども課題として見えてきました。

これらの課題を整理し、早急な対策を講じるため、今年度において、新たなアクセスルートや周辺の既存道路を活用したルートの改良および部分的な改修など、ハード面の検討を進めてまいります。

また、ソフト面での対策として、交差点の信号の時間変更による対策も有効と考えており、既に関係機関と協議をしております。

交通渋滞緩和対策については、より有効となる手法について、工業団地周辺を含め、多方面から検討し、早期に着手できるも手法から進めてまいります。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） それでは、再質問させていただきます。

今日の答弁の内容は前回の全員協議会での説明の中身でありますのでさらに気になる点を今後の方向性についてですね若干述べさせていただきたいと思います。

この新しい工業団地であるフロンティアパークⅡにも接するという、関係する周囲の道路というのは結構国道や県道は、いくつかあります。その中でも国道456号線、工業団地の周辺周囲を北から南の方にこの団地から見れば若干う回はしてるわけですが、国道としてあると。

それから、新金ヶ崎大橋、現在の金ヶ崎橋の改良、この県等への申し入れ等も行っている状況であります。

それから奥州市も含む高速道路の釜石線への接続としてのパシフィックルート北上や金ヶ崎の工業団地も巻き込んでのそういった構想も現在進められているところでありますが、そういったところも含めてあとはその他のいくつかある県道が隣接してあるわけですが、それを改良等も含めた上での今年必要であってそのアクセスを向上する可能性を調査するということかと思えますけれども、それらの点を十分考慮されたいと思います。その点を伺います。

○議長（菅原由和君） 菊地土木課長。

○土木課長（菊地健也君） 今年の調査ですね、どのように進めるのかといろいろと検討とかですね様々な部分もある中で進めていくのかというようなご質問だったと思いますけれども、市長答弁でも申し上げておりますけれども新たなですね、アクセスルート想定後既存の道路の改良なども含めてですね、広く検討したいなというふうに考えております。

それでどうしてもですね長期的に時間がかかる改良とかもございますのでそれでなかなか創業時に間に合わないということもございますので、早く対応できるものを既存の道路の改良など、そういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

それであと市道のみならず県道や国道などもですね、必要な改良部分等を検討いたしましてそれら検討した後にですね、必要であれば様々な関係機関にですね、要望などもしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） これは今後の調査もそうですが国や県にも要望しなきゃない点が多々ありますのでよろしくお願ひしたいものと思っております。

以上であります。

○議長（菅原由和君） 暫時休憩いたします。

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次、20番飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君） 20番飯坂一也です。

さきの通告に従いまして、狭あい道路の整備について、財政運営についての意見を質問い

たします。

1件目の狭あい道路の整備について質問いたします。

道路の幅員が4m未満の道路においては、消防車、救急車などの緊急車両の進入が制限されるなど、安全面に大きな課題があります。

例えば、介護サービスを利用する場合などにおいても、車両による送迎がスムーズにいかない場合があることや、除雪作業が困難であることも聞くところです。

令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画の施策の中で、狭あい道路の解消が位置づけられ、狭あい道路解消に向けた取り組みの強化が求められています。

狭あい道路の拡幅整備の促進は、安全で良好な環境を整備する上で重要な課題であるとし、SDGsの11番目の目標、住み続けられるまちづくりにも寄与するものとして狭あい道路解消について、奥州市においては、地区要望を受け、その要望の箇所を現地確認し、点数化するなど調整をし、優先順位の高いところから解消に努めているものと受け止めています。現時点では、どの程度解消ができているのでしょうか。

奥州市における狭あい道路の解消に向けた取り組みについて、市長にお伺いいたします。

1市内の狭あい道路の現状と課題について、2地区要望等、市民の声をどのように把握しているかについて、3、狭あい道路対策に関する新たな施策について、以上、1件目の質問といたします。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 飯坂一也議員の1件目のご質問にお答えします。

初めに、市内の狭あい道路の現状と課題についてであります。市道における4m未満の幅員である、いわゆる狭あい道路の路線数は、559路線、延長は161kmであります。

狭あい道路における課題といたしましては、幅員が狭く、車両のすれ違いが難しいことから、救急車や消防車の緊急車両の進行に支障があると認識しております。

次に、地区要望と市民の声をどのように把握しているかについてであります。各地域の地区において、狭あい道路の解消を含め、舗装改修など、地区要望としていただいたものを点数化し、優先順位を整理した上で、奥州市道路整備計画に反映させております。

現在の第2期奥州市道路整備計画では、令和4年度から令和8年度までに、140路線の整備を計画しておりますが、そのうち、狭あい道路については、46路線を整備することとしております。

その他、局所的な整備として、交差点部の電柱移転そのの蓋掛けによる拡幅や、待避所の設置などを行っております。

また、令和5年度の地区要望では、道路関連の項目が161件あり、そのうち、狭あい道路に関する要望は、待避所設置等で8件であり、それぞれ現場確認を実施し、優先順位を整理した上で、改修工事に着手しております。

今後の狭あい道路に対する取り組みといたしましては、時期、奥州市道路整備計画の作成時において、社会状況に合わせた評価基準の見直しを検討しながら、狭あい道路の解消に取り組むとともに、局所的な整備についても、引き続き実施してまいります。

○議長（菅原由和君） 飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君） 住宅の周辺が狭あい道路であることについて、不安や心配の声、時々聞いているところです。

火災のときに消防車が入れなかったということも、聞きました。

また、その道路においては、2002年にも救急車が入れなかったというようなことも言われておりました。

ギリギリ入るところだったんだけれども、あいにく雪が降っていて、入れなかったということでありました。

先ほどの答弁で、559路線が狭あい道路ということでありました。

その全てではないにせよ、常日ごろの生活において、不安や心配の心配を抱えている人は少なくないというふうに受け止めておりました。

1件でも多く、狭あい道路の解消ができないかということが今回の質問の趣旨で趣旨になっております。

先ほどの答弁で側溝への蓋掛けや電柱の撤去など、直接、局所的な対策も行っているということですが、この効果も大きいと思っておりましたどのぐらいこれは行われているのでしょうか。

また、道路整備計画、今の道路整備計画の中で、140路線のうち、狭あい道路46路線。

こうして見ると、割合としては非常に大きいというふうに思っておりますがこういったことについて確認をしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 大石維持管理課長。

○維持管理課長（大石美博君） 私からは1点目の局所的な整備の状況について御回答いたします。今年度の地区要望においてですね、局所的な整備の要望がありましてそのうち緊急度、優先度の高いところを2ヶ所実施しております。

内訳としましては、待避所設置が1ヶ所、2この2人の計を1ヶ所や設置実施しております。以上でございます。

○議長（菅原由和君）菊地土木課長。

○土木課長（菊地健也君）道路整備計画に載ってる140路線のうち、30、いくつかの路線を、今日はどうぞということでその割合等々についてのご質問でございました。

第2期道路整備計画ではですね、地区要望路線とか、あと維持管理上問題のある構成政策路線について評価基準を定めて選定して進めておるところでございます。

地区要望が多いということもございまして、狭あいと狭い道路がですね要望されるケースが多いっていうふうに捉えているところでございます。そのうち約3割程度がその対象になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君）地区要望が多いというふうに受け止めて受け止めました。

この道路整備計画におけるこの評価基準の見直しということも、今後あるわけでありすが、狭あい道路に限らず、全体としてどのような社会状況に合わせてということでありましたが、どのようなこの問題点が出ているのでしょうか。

また、狭あい道路に絞った場合には、どのようなこの見直しの必要性といたしますか、問題点が出ているのでしょうか、この点について出ているかどうかですね。

その点についてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）菊地土木課長。

○土木課長（菊地健也君）ただいまのご質問にお答えいたします。

評価基準の見直しという部分でございますけれども、現状の課題としてですね、国の交付金事業において公費交付基準がですね非常に厳しくなっていることから、対象路線の内示率が低くなっているという、いうことになっておりましてそうすると整備計画全体の進捗に影響があるというようなことがあり、ございます。

今後ですねやっぱりその辺も検討しなきゃいけないなと思っているのは、国の支援メニューに合致する路線の選別とかですね。さっき段階で財源を見通したこの計画作りというもののなどを検討しなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

あと狭あい道路の基準の見直しというところでございますけれども、やはり市内には狭い道路を多くあるというふうに捉えておりますので、やっぱり安全上、あと防災上必要な部分のについてのところについてはやっぱり整備を検討していかなければいけないのかなというふうに捉えているでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君）なんて言いましてこの市の道路整備計画における推進、推進が一番大きいものと思いますが、ただ狭あい道路だけでだけが課題というわけではありせんので、そういった兼ね合いもある方あると受け止めておりました。

国土交通省の方で、今年の3月になりますが、狭あい道路対策に関するガイドラインが、出ております。

狭あい道路の解消に向けた制度の構築事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例を示すことにより、これまで狭あい道路改修に向けた取り組みを実施したことのない地方公共団体における取り組みの開始を目的としているとされております。

狭あい道路対策に関するガイドライン、このことについて、市の考え方、このことについてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君）それでは私の方から、国で今年の3月に出了した狭あい道路対策に関するガイドラインについての市の考え方についてでございます。

まず簡単に建築基準法の関係から説明していききたいと思います、建築基準法では、都市計画区域内に建築する場合、建築基準法の42条に定める幅員4m以上の道路に、敷地が2m以上接しなければ、建てられないというふうになっております。

建築基準法の制定時、または都市計画区域の決定時に、幅員4m未満の道路に、建築物が立ち並んでいる場合は、法令の42条の2項の規定により、建て替えの際に中心道路から2mセッバックすることで、建築できるというふうになっております。

その4メートル未満の狭あい道路を、みなし道路とか、2項道路というふうに、建築基準法では言っているものでございます。

狭あい道路対策に関するガイドラインは、今年の3月に国土交通省の住宅局が作成したものでこのガイドラインは、建築基準法における狭あい道路の解消に向けた整備の構築や事業実施の望ましいやり方先進事例を示し、解消に向けた取り組みの指針となるものでございます。

したがって、このガイドラインを参考にした対応策といたしましては、建築確認に係る狭あい道路みなし道路ですが、その指定作業を進めまして、建築確認を行う部署として、ガイドラインを作成した国の動向を注視しながら、必要な対策の検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君）国の狭あい道路拡幅整備事業自体は、平成21年度から行われているようです。ただこれは、実施団体は300団体に満たないぐらいで推移しているというような状況のようです。

今回明確にガイドラインが出たということで、着実に促進されることが期待される場所です。

この奥州市においては、このみなし道路にこの現地で指定される今の時点での調査は、どの程度行われているのでしょうかの件についてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君）それでは建築基準法の見直し道路の指定の進捗状況でございますが、建築基準法によるみなし道路っていうのが、その幅員4m未満の道路の指定をするわけでございますが、その作業方法は、当時の航空写真や過去の建築申請など、あと現場を見ながら路線ごとに判定しているものでございます。現在の調査の進捗率は、約95%セントで、みなし道路として754路線を、現在指定しております。

残りの5%につきましては、数年で調査が終わる予定としておりまして現在来庁者だけですね、必要な紙面を見て、閲覧しているわけでございますが、その指定がある程度ありましたら、インターネットなどで閲覧できるようにしたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原由和君）飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君）奥州市においても、この国の下が行っている事業について行っていくという方向性で考えているというふうに受け止めて良いのかどうか。

また、事業化に向けたその進め方についても、もう今説明あった通りなのかもわかりませんが、確認をしたいと思います。

○議長（菅原由和君）菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君）今後のガイドラインに沿った進め方でございますが、いずれ私どもはみなし道路の指定を、残り作業しましてこのガイドラインに基づいた取り組みについて検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原由和君）飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君）このことについてはぜひぜひですね、1ヶ所でも多くこの狭あい道路解消に向けた取り組みが進むようにと期待をしております。

○議長（菅原由和君）それでは、2件目については休憩後に行い、ここで午後午後2時5分まで休憩いたします。

○議長（菅原由和君）再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

20番飯坂一也議員の2件目の質問から行います。

飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君）2件目の財政運営について質問いたします。

地方自治体においては、2040年問題など、常に将来を見越した財政運営が求められています。

奥州市においては、令和3年度から5年度まで、特にも財政健全化を強く打ち出した期間になります。

令和5年度の財政状況についてお伺いをいたします。

また、地方公会計を通じた財政健全化の取り組みを推進を図らなければなりません。

地方自治体の会計制度が、これまでの現金主義会計の考え方から転換しつつあるとされます。

地方自治体の一般会計、特別会計は現金主義単式簿記により、その年度の収入と支出をわかりやすく表しています。

しかし、地方自治体が今まで整備してきた公共施設などの資産や借金などの負債がどれだけあるか、どこに多くの経費がかかっているのかなどの情報は見えにくくなっています。

地方公会計では、企業会計と同様に、発生主義、複式簿記を導入し、資産負債等のストック情報の状況、行政サービスを提供するためにかかった費用、コスト情報などをわかりやすく示すことで、今まで見えにくかった情報が把握できるようになります。

奥州市においても、毎年度、財務書類作成報告書が公表されています。

その中に示されている通り、より具体的な活用が求められています。

市長にお伺いいたします。

1、令和5年度の財政指標や基金、長期見通し等、財政状況について、2、地方公会計活用の考え方について、以上2件目の質問といたします。

○議長（菅原由和君）倉成市長。

○市長（倉成淳君）飯坂一也議員の2件目のご質問にお答えします。

最初に一つ目の、令和5年度の財政状況についてであります。

まず主要な財政消費財政指標である、健全化判断比率等について申し上げますと、本議会の開会日にご報告してあります通り、全会計において実質収支が黒字となっているため、

実質赤字比率、実質連結実質赤字比率とともに、比率としては現れておりません。

実質公債費比率は、前年度から1.2ポイント減少し、15.5%となっており、将来負担比率は16.7%減少し、24.24.4%となっております。

次に、経常収支比率についてですが、この指標は、人件費、扶助費などの経常的な経費が、市税や地方交付税などの毎年継続的に収入される歳入に占める割合を表すもので、財政の硬直化を図る指標であります。

これは前年度から5ポイント減少し、94.7%となっており基金状況基金の状況につきましては、財政調整基金の令和5年度末残高は、前年度末から5億円、約5億円増加し、88.6億円、減債基金は約4億円増加し、5.6億円となっております。

これらの財政指標および基金残高の長期財政見通しとの比較であります、実質公債費比率はほぼ見込み通りと見込み通りであります。

将来負担比率については、新規借り入れの抑制や、据置期間なしでの借り入れといった借入調整の効果により、9.7ポイント改善しております。

基金残高につきましても、地方消費税交付金や、ふるさと納税の増加などにより、積立金が増加し、財政調整基金は16.2億円減債基金は3.6億円、それぞれ見込みを上回る残高となっております。

一方、計上し、収支比率については、長期財政見通しで93.7%と見込んでいるところ、1ポイント高い状況となっております。

これは給与改定等により、人件費が増加していることや、高止まりする物価高騰により、物件費が増加していることから、義務的経費の支出額が増加していることが影響しているものですが、歳入においては、個人住民税が増加していることから、おおむね計画通りと捉えております。

いずれにおきましても、財政健全化の取り組みによる経費の抑制や、ふるさと納税を初めとする歳入の増加が図られた効果であると認識しております。

国の財政状況につきましては、長期財政見通しにおいて、義務教育施設整備等の大規模な普通建設事業が続くことから、令和11年度まで毎年50億円を超える事業費を計上しており、実質公債費比率、将来負担比率ともに、現在の水準に比べ上昇していくものと想定しておりますが、両比率とも国が示す健全化基準の範囲内であると見込んでおります。

次に、二つ目の地方公会計活用の考え方についてであります。

地方公会計とは、自治体財政の見える化を目指して、複式簿記の導入と構成資産台帳整備により、財政書類を作成することで、現金主義・単式簿記である自治体の予算決算制度を

補完する役割を果たすものです。

本市においては、平成28年度決算から統一基準に基づく財務書類の作成を、公表を行っているところです。

地方公会計の活用とは、財政運営に関わる様々な場面で、財務書類等の情報を客観的な根拠として、検討材料の一つに加えることで、実際の先進地の活用事例としては、事業別や施設別のセグメント分析を用いて、事業評価や、施設の統廃合の検討を行うことなどが挙げられます。

このように、活用事例は様々あるところですが、本市では、多くの公共施設、施設を抱えていることから、まずは特定の施設を抽出し、財務書類や固定資産台帳の他、既存の公共施設等総合管理計画個別施設計画や、公共施設の施設カルテ等の情報活用しながら、施設のライフサイクルコストの見える化から始めたいと考えております。

実際に政策を判断する際には、コストだけでなく、経済高価などのようなライフサイクルプロフィット、これもそれから地域事情など総合的な視点に県視点で検討する必要があることに留意しつつ進めてまいります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君） 今、健全化判断比率など説明をいただき、答弁をいただきました。健全化判断比率は、主要なところ、良くなっているというような、いうことでありました。今後においては、今年度から令和11年度まで、大規模な普通建設事業が続くために、実質公債費比率、将来負担比率など、こういったことが上昇するということでありました。この大規模な普通建設事業については、住民福祉増進のために必要な事業で通してありますので、このこと自体はいいわけではありますが、一方においては、財政健全化に向けた取り組みをしっかりと行っていかねばなりません。

この財政健全化の取り組み、今後においてどのような具体策を講じていくか、このことについてまず1点お伺いをいたします。

2点目ですが、あまり出てはこないんですが、実質単年度収支という指標があるわけですがこれは令和に入って、令和3年度こそ29億円の黒字でしたが、令和3年度以外は全て赤字になっています。

これは赤字だからと、とにかくこれは悪いという、決して意味ではないのですが、令和5年度は約13億円の赤字。

このことについてどのように捉えるかについてお伺いをいたします。

この健全化判断比率なんですけれども、国の基準の範囲内というふうに言われておりました。

しかしながら、国の基準は、非常に、今となっては緩い、緩い、緩く、これは範囲内、範囲内というのはもう当たり前のことになっていると思います。

例えば、実質公債費比率にあっては、18%を超えれば、これは県知事の認可地方債の発行において、県知事の認可が必要になります。

18%18.0%を明らかに下回っているということが、これは必要だと思っておりました。

ちなみに県内平均は10例は、4年度でしたか、10.4%、奥州市は令和4年度16.7%で、悪い方の数字でありました。

しかしながらこれは3セク債の全額償還という将来に向けたこのこのこと自体は良い取り組みであったというふうに思っておりました。

この財政、この健全化判断のこの基準について、どう捉えているのかについてお伺いをいたします。

4点目になります。

この地方公会計の活用という点であります、奥州市においては、財務書類、財務書類作成報告書、平成28年度から公表しているわけですが、これはなかなか活用されないためにあまり表には出てきませんでした。

そしてその前段階として、固定資産台帳の整備を、時間をかけて行ってきたと聞いております。

これは、これまでの経緯や考え方このことについてもお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君）それでは4点ご質問いただきました。

まず一点目でございます令和6年度から11年度まで大型事業が続くということで、その財政指標が上がるということです健全化のための具体的な対策はということでございました。先ほどの市長答弁でも申し上げました通り義務教育施設整備など大規模な建設需要が続くということで、財政指標の方は上昇するという見込みでございます。

事業の大部分の財源ですが、地方債を借り入れるということになりますので、地方債残高の比率を表します。

将来負担比率、こちらの方が影響を受けるということで、最大で110%程度になるかなというふうに見込んでございます。

この比率につきましても、健全化基準の範囲内ということではありますが財政健全化の取り

組みを継続することによりまして、財政見通しで見ております令和17年度の収支均衡を目指したいと考えております。その具体的な取り組み内容ということでございますが通常で行っておりますが市税、使用料等の収納率の向上とふるさと納税による再収入を確保。AIやデジタル技術の活用などによります事務の効率化、公共施設の整理統合などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして2点目の、実質単年度収支がその令和3年度以降が赤字だということでこれをどう捉えるかということでございます。

なかなかこの実質単年度収支は馴染みがないかと思います。

まず実質、単年度収支というものでございますが、これの方は当該年度のみの収支の実質的に捉えるための指標ということで、計算式でいきますと、歳入歳出の単純な差し引きの形式収支そちらの方から繰越財源を除いた実質収支っていうのがございましてこの実質収支が今回、議会で提案しております9月議会の補正の方に出てくる繰越金の方になるわけですが、この繰越金の部分、そちらの方の前年度比較、前の年の繰越金実質収支の比較というものが単年度収支になっておりまして、その単年度収支からさらに財政調整基金の積立金と地方債の繰上償還を加えまして、あとは財政調整基金の取り崩しを引くということの中でちょっと言葉で言いますと難解なものになっておりましてなかなかイメージできないかと思いますが端的に申しますと財政調整基金の積み立て取り崩しを加味した、繰越金の増減ということになります。繰越金の増減ということで捉えていただければよろしいかと思います。

議員からお話ありました通り、令和元年度以降につきましては、令和3年度を除きまして、実質単年度収支は赤字となっておりますが、この実質単年度収支が赤字っていうことがすなわち財政状況が悪いというものではございません。

令和5年度の例でお話をいたしますと、単年度収支が約19億の赤字ということですが、これは令和4年度からの繰越金が21億ありますがその21億円が15億円減ったということ2億が残るわけですが、ということで財政調整基金などを加味しました。

実質単年度収支は、13億円の赤字というふうに書かれておりますが、これは先ほど申しました令和4年度からの繰越額、21億が13億減ったということ。ただそれについても8億円残っているというものです。この赤字っていう言葉とその10数億円という大きな金額がございまして、どうしてもそのマイナスのイメージを持たれるかと思いますが、決算の資料にもございますが、財政調整基金、こちらの方は取り崩さずに積み立てをしてございます。

ということで前年度よりも財政調整基金の残高は増えているということでございます。
これについての捉え方ということですが、財政的な見方といたしますと3月の専決予算、
こちらの方で財政調整基金を19億円ほど取り崩すというような予算編成で組んでござい
ました。

結果ですが先ほどお話ししました通り、取り崩しはその需給を崩さないで済んだ後は結果的
にはその前年度からの繰越金の中でやりくりできたということで結果的には令和5年度に
つきましては収支均衡が図られたということでこちらの方では安堵しているというよう
なことでございます。

続きまして3点目になります。

国の健全化判断比率の国の基準の範囲ということの考え方ということです。

先ほど市長の答弁にもありましたように、国の基準につきましては、実質公債費比率であ
れば、早期健全化基準であります。

25%将来負担比率では350%というふうにさしたものでございますというお話がありまし
た。実質公債費比率の18%その25%よりも下回っているところが多い。

あと25%が広いんじゃないかというお話でございました。その18%につきましては、お
話の通り県の許可が必要になるという基準というふうになってございます。

こちらとしてはまず基準と言えばその25%、国で示している25%というふうには考えて
おりますが、そこに行く前のこの18%については留意すべき数値だというふうに重要な
数値だと考えてございます。

三、四点目になりますが地方公会計の取り組みでこれまでの経緯と考え方ということでご
ざいます。

これも先ほど市長答弁にもございましたが、限られた時間ではございますが固定資産台帳
の整備を進めて、財務書類を作成してございます。

それにつきましてはホームページの方で公表させていただいております。

現状ではなかなか分析まで行けないという状況で、与えられた数字をもとに、市民1人
当たりの資産であつたり負債を算出して分析をしているという状況でございます。

お話の通りその活用の方法は様々あると思いますので、活用に向けて検討してまいりたい
と考えてございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君） 健全化判断比率で言えばですね、将来負担比率が今後大幅に上が

っていくということでありました県内平均は33.8%でありましたので、大きく上がるわけですが、健全化のための収支金向こうに向けた取り組みはぶれることなく堅持してもらいたいと思っていますが、このことについて再度お伺いをいたします。

13年の数字は答弁の通り、直ちにどうこうというものではないとは思いますが、ただし、中止は必要と思っておりました。

長期財政見通しの中に現在、基金の項目がないということが気になっておりました。減債基金についても計画的に運用していくということが述べられておりますので、しっかりと項目を設けていただきたいと思っておりますが、このことについてお伺いをいたします。

3点目になります。

この財政見通しになりますが、合併特例債、これは令和12年度でかつ、使えなくなることになります。

合併特例債、現状がどうで、そして使えなくなったその移行にどんな影響が想定されるかについてお伺いをいたします。

そして、地方公会計の活用ということですが、見えにくいところを、見えるようにするという大きなメリットがあるわけですが、奥州市財務書類作成報告書においても、資産老朽化比率というところで奥州市の今の固定資産の老朽化の状況が示されておりましたこういったこのこういったことが非常に大事なんだなと思っております。

そして、既に行っている他市の例を見たときに、枚方だったと思いますが、数値を出しているところとの比較、やはり自治体との比較が判断をする材料としてはいいのかなと思っておりました。

この判断材料として、他の自治体との比較もこの報告書の中に入れて、入れてもらいたいなと思っておりますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） はい、それではお答えいたします4点ご質問いただきました。

まず一点目でございますが、収支均衡に繋がる具体策ということでございます。

長期財政見通しにおきましても、健全化の取り組みということは継続することを前提に令和17年度の収支均衡を目指しております。ということでその行政経営改革プランに掲げるまず取り組みを継続していくということでございます。

また令和5年度から、財政調整基金が上振れしているということもございまして、未来投資枠の事業を実施しております。

この未来への投資のための事業ということで、一時的に事業費は生じるということですが、

中期、長期で見た場合にはその収入に繋がるような事業を実施していくという取り組みで
ございます。

このこれまでの取り組みとその新たな取り組み、この二つの取り組みよりまして将来的に
17年を目指しますが、収支均衡が図られていくものと考えてございます。

2点目でございます。

減債基金長期見通しの中に減債基金の記述がないということでございます。

長期財政見通しの算出上は、減債基金の取り崩しは考慮してございますが、これまで決算
剰余金の方、積み立てについては、財政調整基金に積み立てていたということです。財
政、減債基金の積み立てがその財政計画の中では反映されていなかったということでござ
います。

しかし議員さんからも前の議会でお話ございました昨年ですか、議会からお話ございまし
て、減債基金の活用ということで、令和5年度からでございますが、財政調整基金、減債
基金、それぞれに決算剰余金を同額程度積み立てるというふうの方針としてございます。
長期財政見通しの記述の部分でございますが、今後の見通しの際に見直しの際に検討して
まいりたいと考えてございます。

合併特例債の現状とそれがなくなった場合どのような状況になるかということでございま
す。

合併特例債につきましては、合併のアメの部分といいますか有利な部分でございまして、
事業への充当率、普通交付税の算入率ともに高いということで有利な地方債でございます。
これまでそれ、そういった理由もありまして、優先して活用してございます。

地方債にもある占める割合が高いということで予算書などにも裏の方に合併特例債という
ことで特出しをして記述をしているところでございます。

合併特例債の発行限度ですがこれは合併の市町村の数であり様々な状況で金額が限定され
てございます。

その限度額が544億円というふうに決まっておりますが、現在その7割に当たります362
億円ほど、発行済みということでございます。

議員からもお話ありまして法改正によりまして延長ということで、令和12年度までまた
延長申請はこれからになりますが、最大で令和12年度まで、合併特例債の借り入れが可
能ということで先ほどの限度額の範囲内ということでございますが、延長していただい
ているという予定ということでございます。

今回予定しております義務教育施設であったり主に新医療センター、こちらの大規模な建

設事業の計画的な活用を見込んでございます。

その合併特例債がなくなる令和13年度以降ということで、やはり有利な財源がなくなるということでございます。

とはいっても建設事業につきましては地方債の借入れということで、地方債の中でも交付税措置が幾分かあるものがございますので、少しでもその割合が高いもので活用するもののその一般財源が増えていくということで、やはりより事業の選択であったり集中ということで、計画的な事業推進が必要であるというふうに考えてございます。

4点目でございます。

国会でのその活用の部分で3 6 9か比率ということこの資産老朽化比率という言葉と同じ意味合いで、有形固定資産減価償却率という言葉がございます。

この言葉でちょっとお話をさせていただきます。

この有形固定資産減価償却償却率こちらにつきましてはその資産の減価償却がどの程度進んでいるかっていうことを示す数字ということでございます。

当市におきましては、令和4年度では61%ということで、50%を超えると当然ですが半分超えてるということになりますので、資産全体の半分以上がその耐用年数を経過したということで今後更新が必要になってくるというものでございます。

参照ありました大阪府の枚方市ですね、こちらの方では経済水準であったり人口密度の数値に近い、五つの団体との比較を示してございます。

奥州市としては財務書類を公表しておりますが、類似団体と比較して1人当たりの道路延長が一番多いということで奥州市の特徴としては道路延長が長いということなんですが、そういったその自治体ごとに保有している資産の内容に差異がございますので単純に比率が高い低いということで、なかなか判断しにくい部分がございますがお話の通り、類似団体と比較すると、いろんな姿が見えてくるのかなというふうに考えてございます。

現状ではその類似9団体の平均値を既に比較してございます。

ただそのわかりやすい形ということでこの団体を示すなど見える化をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君） 改めて、この財政の長期見通しを見たときに、歳入が徐々に徐々に減少していくということであります。

そして繰出金、度々ようになります繰出金については、同額で推移しているわけでありま

す。

この歳入の減少については、合併算定替のときなど、これから歳入厳しくなるというふう
に言われながらも何とか今まであまりかわらあまり変わらずにやってきているんじゃない
かというふうに受け止めております。

しかしながら、この長期の見通しを見たときに、歳入が明らかに減少しているというところ
はしっかりこう見ていかないといかなければならないと、こう思っておりましたこの点
についての考えをお伺いをいたします。

そして地方公会計の具体的な活用で、施設別のライフサイクルコスト、これについては、
やはりこの報告書、財務書類作成報告書の中でも、今、しっかり見える化を図っていくと
いうようなことが書かれております。

そしてこれまでもの答弁でも全部はいきなりはいきなりすぐに全部は無理でも注視しながら、
主要なところは注意しながら行っていくというような答弁をもらっているところです。
なんといってもこれは行っているところがまだ10%ぐらいということでもありますので、
本当にこれはなかなか難しいことかなと思います。

やはり先進地の事例から学ぶのがまず早いのではないかなというふうに思っておりました。
熊本県宇城市などは、かなり早くから活用していますので、そういったところから学んで
いくということが早いのかなと思っておりますが、このことについてもお伺いをいたしま
す。

○議長（菅原由和君）高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君）それではお答えいたします。

2点ご質問いただきました。

まず1点目でございますが、長期財政見通しの中で歳入が減少していく中でその繰出金が
同額で推移しているということでございます。

長期財政見通しの中では令和6年度以降、毎年50億規模の繰出金を見込んでございます。
お話の通り、その歳入が減少していくということですがその原因といたしましては、人口
減少がやはり大きいかと思っております。

人口減少に伴います市税の減ということです。

歳出の部分でも影響ございまして、歳出につきましては普通建設事業の減少が見込まれま
す先ほどのような合併特例債がやはりなくなってくるとなると有利な財源がないというこ
とになりますので、どうしても普通建設事業が少なくなってきたということで、人、税
は減りますが歳出が減ることによるその財源、起債の部分が減っていくということも歳入

の減の主な要因というふうになってございます。

このように歳入歳出規模ともに縮小していくという中で、その同規模の繰出金があるということは、もう割合とすると、どうしてもその部分が比率が高くなるというふうになります。そうしますと必然的に新しい財政需要への対応が難しいというふうになってくるのもございます。

そういったこともございますので繰り出し先であります公営企業会計等におきましては適時に経営状況の見直しによりまして、歳入確保であったり、繰出金の抑制等を実施しているところでございますが、財政サイドとしてもその各公営事業会計の経営状況については注視してまいりたいと考えてございます。

2点目の5会計の具体活用の部分、施設別のライフサイクルコストなどですが熊本県の宇城市の方でそちらを見てはどうかということでございます。

市長の答弁にございますが、ライフサイクルコスト、これあの建てるところから、維持管理、それで廃止までっていうそういうライフサイクルコストというらしいんですがそれらを一体として見るということですがそれらの見える化については実施していきたいというふうには大きくは考えてございます。

お話の通り、その熊本県の宇城市もちょっと拝見させていただきましたが、その新しい学校給食センターを整備する際に、その行政コストだけではなくて、そのライフサイクルコスト、これまでも含めた検討を行ったということ。

また図書館の統廃合、こちらを検討する際にも、そのコストと利用状況を総合的に評価したりということで、先進的な取り組みを行っているようでございます。

合併市であります奥州市ですが、その老朽化している施設も多くございます。

統廃合であったり、長寿命化ということが、今後の取り組みの中では大きな課題となっております。

この取り組み事例を参考といたしまして、これらのその課題解決に向けて活用できるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 飯坂一也議員。

○20番（飯坂一也君） この地方公会計と公共施設マネジメント、本当に密接な関係があるということですが、この例は、平成28年度から出ている新市財務書類作成報告書は、非常に内容が濃くなっておりました。これらこれらをですね、しっかり見ながら、具体化を進めていく、そして見える化を進めていくことが大事なというふうに思ってお

りました。最後に伺って、終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原由和君）羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君）今議員委員おっしゃる通りですね。見える化について、それから先進地に学ぶという部分については重視してやってまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（菅原由和君）倉成市長。

○市長（倉成淳君）その情報会計の活用についてやっぱりこれ重要だと思いますが、実は私ずっと企業会計やってきてまして、その中では最近思うことはですね、やっぱり地方自治体っていうかそういうの、歳入歳出の考え方と、企業会計は違うんだと最初思ってたけど、最近ですね、昔は、何でしょう、歳入部分から補助金を渡すという何か金的なね、やり方があったんで歳入歳出だけで良かったんでしょけど、今はやっぱり会社経営と同じような感覚が必要だなと思って、つまり顧客満足を考えた上で、つまり市民の満足度それでどうやってお金を使うそれも単年度で見ただけじゃなくて、どういう資産を産んだか、そういうことをしっかり考えなきゃいけない時代になっているなというふうに思います。そういう中では、地方公会計による見える化と、それからやっぱり将来的な予測ですよ。これを合わせて考えるべきだと。その一つの手法が、企業会計でやられてるライフサイクルコストっていう考え方、要するに作ってかかる金、運用にかかる金、最後閉じるときにかかる金これ全部想定して予測していくわけです。

ただこれはコストであって、実はプロフィットもあるんです。それを立てることによって、その経済効果が生まれたり、そういうお金に換算できるプロフィットがあるわけで、もう一つ重要なのは、ベネフィットです。ライフサイクルベネフィット、つまり、明日医療センターの話になるとは思いますけど、医療センターを作ることによって、要するに揺りかごから墓場までっていうところが整えられるわけですよ。

これお金に換えられない価値が住民に受け、住民が受けることになるわけで、そういうトータルのことを考えて予測して、それで将来のためにどれがいいかっていう選択をする時代になっているなというふうに考えですから、議員ご指摘の通り、やっぱり資産というものをしっかり考えて将来どういう、要するに、人口は減るけども、どういうところで歳入が上がってくるんだ。

例えば、ふるさと納税もそうです。

それから、今、工業団地による生産額っていうのは、奥州市内だけでも年間4300億円になったわけですね。

これ10年前に比べて1.8倍になってます。

これによって徐々に、所得税は国に行きますけど、住民、要するに企業がいることによって入ってくるお金があるんですね。これは1社1億円ぐらいにはなりつつあります。

ですから、要するに市民税が減っても、他のものが増えるっていう予測があるのであれば、より市民のベネフィットのためにお金を使う時期っていうのが出てくると思うんで、そういう視点で、これからも財政運営をやっていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（菅原由和君）暫時休憩いたします。

○議長（菅原由和君）再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次、23番中西秀俊議員。

23番中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君）23番中西秀俊でございます。

通告に従い、2件、市長にお伺いをいたします。

最初に、釜石自動車道江刺田瀬インター付近への休憩スポット設置について、お伺いをいたします。

江刺田瀬インターチェンジは、国道107に接しており、平成27年統計調査からすると、107号線と合わせて1日4500台の車両通行が推測されます。

さらに、近年では、インターチェンジ利用者が、三陸道開通により、増加傾向にあると予測されます。

事実、県道梁川柳川玉里線バイパス予定地の車両台数は年々増えており、地域住民は、安全安心からも、バイパス工事の早期完成も望んでおります。

釜石自動車道では、ご承知の通り、サービスエリアやパーキングエリアを設置されておらず、釜石等の等はそれぞれのインターチェンジの近隣に整備されている道の駅が、その役割を担っております。

道の駅には、地域の特産品が並び、合わせて地域のPRを行うなど、来場者が多く、特に、道の駅、遠野風の丘は、過去の盛況時に年間100万人の来場者数を誇るなど、盛況を呈しております。

近年は、道の駅とIC間に、接続道路も新設され、出入口のスムーズさが印象的です。

一方、江刺田瀬インター付近には、個人で植えた芝桜が、4月春になると、インターチェ

ンジ方面から釜石方面に向かう車窓から、真正面に見え、わざわざ釜石道から降りて、立ち寄る方々が大勢おります。

つきましては、釜石自動車道の江刺田瀬インターチェンジ付近に、将来には道の駅への昇格を目指しつつも、奥州市の北の玄関口としての位置づけとして、奥州市のPRを行える。ここでは、パーキングエリアの設置事業の計画策定に着手いただきますよう、要望が県に対して出されてもおります。

そこで、現在の状況は、私達奥州市は、地域の発展と振興一層推進するための重要な転機でもある天気にあると思います。

釜石自動車道は、地域の交通網を支える大動脈であり、この道路の地域に与える影響は計り知れません。

奥州市の北の玄関口としての位置づけの場所でも、自分なりにあると思ってございます。

しかしながら、現状では、江刺田瀬インター付近における、休憩スポットの不足が通行する多くのドライバーにとって不便を感じさせているのが現実であります。

江刺田瀬インター付近における休憩スポット設置の具体的な計画を策定し、実現に向けたステップを明確にしてはいかがでしょうか。

市が取り組むべき課題なのかとも考えますが、短時間でも、利用できる休憩スポットの設置を行うことは、市民が地域住民が期待をしております。

市民からの意見や要望を積極的に取り入れ、地域全体での協力体制を構築することで、休憩スポット設置の実現に向けた強い推進力を確保することができないのでしょうか。更なる協力が推進が必要であると思いから、検討いただきたく、お伺いをいたします。

江刺田瀬インター付近の現状および課題等、休憩スポット設置に向けた今後の見通しについて見解をお聞きします。

私達の奥州市を初め、地域には、たくさんの魅力と可能性があります。

それを最大限に引き出す。

地域全体の可能性を実現するため、休憩スポットの設置のプロジェクトが、1日も早く動き出すことかを、ことを心から願っております。

この取り組みが成功し、小さな拠点作りの観点からも、奥州市の未来に明るい希望をもたらすことを期待して登壇しての質問といたします。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 中西秀俊議員の1件目のご質問にお答えします。

初めに江刺田瀬インターチェンジ付近の現状および課題についてであります。

江刺田瀬インターチェンジの開設および東北横断自動車道の全線開通以来、梁川地区の交通量が増加傾向にある中で、ゴミの投棄など、ドライバーのマナー違反を訴える声が地元から寄せられています。

梁川振興会や商工団体からは、この問題への対応として、休憩所やトイレなどの機能を備えた休憩スポットの設置と、それに加えて、インターチェンジ利用者等の利便性向上や、地元経済の活性化、さらには、本市の北の玄関口としての重要性の観点から、地域振興の拠点施設の設置などについて要望をいただいているところです。

これまでの経過として、地区振興会や市内商工団体から要望された東北横断自動車道釜石秋田線におけるパーキングエリアの整備について所管する南三陸国道事務所では、その実現は当面困難であるとの認識です。

また、令和4年以降、地区との意見交換を毎年行っており、当初要望されていた産直については、当該地区が以前に設置した同様の施設で、県補助金を既に活用済みであることから、新たな補助金獲得は難しいことなどについて情報共有しております。

さらに、不法投棄防止対策については、啓発看板を令和5年に地区との協働で設置しましたが、地元からは効果が限定的だとする声をいただいております。

こうした状況を踏まえ、休憩スポット設置に向けた今後の見通しとして、具体的な設置検討ということになれば、国や県が直轄する道路が関わっていることから、事業主体のあり方や、官民の役割分担などについて十分な議論が必要になるものと考えています。

市といたしましては、今後も当該インターチェンジ付近の交通量の変化等を注視しながら休憩スポットを含め、必要とされる施設の設置の可能性について、地域や国、県等との関係機関と連携しながら模索してまいりたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君） ご回答ありがとうございます。

回答いただき、江刺田瀬インターチェンジ付近の休憩スポットの設置に関わり、これまでの取り組み、ご対応にも感謝を申し上げます。

しかしながら、地域住民やドライバーからの強い要望に応えるためには、更なる具体的な対応が必要であると思っております。

地域の皆様の期待に応えられるよう、具体的な対応策や、さらに前進のためのステップについて、引き続き、ご尽力いただきたい。

そんな思いから、以下の点に御確認させていただきます。

その一つ目として、地域との連携強化であります。

地域住民や商工団体からの要望をどのように具体的な提案繋げるお考えがあるのか、お伺いをします。

二つ目に、先進地の国なり県そして市町村との連携についてであります。

この8月31日の県内市の記事掲載で、田野畑村の道の駅に、隣接地に新しくインターチェンジが整備されると整備されることになりました。

村の申請に同意をしての動きで、利用者の増加や地域活性化が期待されるようであります。休憩施設として、便利になることや、救急搬送の機能強化に加え、防災拠点となる環境であります。

ぜひこのような関係機関の連携が期待されますが、お伺いをいたします。

三つ目に、活用場所の検討についてであります。

そうしたセンター付近の地域は、先ほどもお話したように、交通の要衝であり、勝手ながら、奥州市の北の玄関口と感じながら、休憩スポットが不足しているのも現状であります。このため多くのドライバーが不便を感じており、地域住民からも強い要望が寄せられております。

地域振興会や交通利便性の向上を図るためにも、この問題には、早急な対応が必要ではないかと強く思っております。

特に地域住民や関係者との協議の取り組み方など、情報があればお伺いをいたします。

あわせて、地域の声を反映した、土地の活用3点ほど提案をさせていただきます。

一つ目に、国道107号線と、今工事が始まった仮称梁川舘下バイパスとの交差点付近や、現在の107号線のチェーン脱着所の利活用もあろうと思います。

二つ目に、岩手県の管理の1級河川の広瀬川に接するさくら堤公園をリニューアル活用するという。

方法もあると思います。

三つ目に、奥州市が、所有している、そして梁川振興会が管理をしている、新しいバイパスにも接する梁川総合運動場の活用もあります。

野球場2面ほどの広さになるかと思いますが、これらの土地活用について、市としての見解や実現可能性についてお伺いをいたします。

最後、四つ目ですが、その資金調達の方法について、既に触れられているように、産直など、過去の取り組みで、補助金取得が難しいとのことですが、他の資金調達方法についても検討が必要ではないですか。

例えば、江刺特有の過疎債の活用や、クラウドファンディングや地域資源を活用した、新

たな資金調達の方法について、市としての考え方をお伺いします。

○議長（菅原由和君）千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君）それでは中西議員さんの一点目の部分にお答えさせていただきたいと思います。

地域住民や商工団体からの要望、どのように具体的な提案を繋げているかということだったんですけれども、こちらにつきましては、私どもの方で毎年のように地区要望の意見交換会の方行わせていただいております。この件、意見交換会のところで出てきたのが令和4年からの要望自体はその前から出てきたんですが意見交換会で実際お話するようになったのは令和4年からかなとは思っております。そのときにその関係課等と協議しながら、国や県の関わる部分も多いというところから、まずその関係課を通して国への要望を出していただいたりとか、補助金の部分についても県の方に確認してもらったり、それから計不法投棄看板設置についてもこちらの頃から看板提供しますから地元の方で立ててくださってというようなやり方をして情報共有しながら対応させていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）菊地土木課長。

○土木課長（菊地健也君）2点目のですね県や国関係機関との連携についてのについてでございます。議員が紹介されました三陸自動車道の道の駅田野畑にですね、新しくインターチェンジが整備されることについてでございますけれども道の駅田野畑の西側に隣接する三陸自動車道の田野畑チェーン着脱所と村道をですね、連結する整備を行うものでして、国と村とがですね、それぞれ案内標識や、あと道路情報板の設置あと舗装工事などを行うものでございます。既存の施設を活用するため用地買収などがなく費用や、あと工期が比較的抑えられているそうでございます。このケースはですね、国と村の既存の施設を有効に活用されるものでございますので、関係機関との連携として変更になるものだというふうに捉えておるところでございます。

市としましても引き続き、県や国とですね、情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君）それでは私から3点目と4点目についてお答えさせていただきたいと思います。まず3点目活用場所の検討ということでですね、今議員さんから具

体の場所もお示しいただいてご提案を頂戴したということにありますけれども、なかなかその現時点で市としてですね、何らかのその休憩スポット応答に關します具体の構想なり計画なりというものが今の時点ではございませんので、せっかくご提言をいただいたというところですけども、この場でそれぞれの場所についての実現可能性等に関するちょっとお答えはができるですねちょっと材料を持ち合わせていないということでございます。

現時点で申し上げる内容といたしましては、市長答弁にもございました通りこのインターチェンジ付近につきましてはですね、国や県が管轄する道路、これが変わってきておりますので、地域や関係期間、連携してですね、今後の対策について議論する必要があるというふうに考えているところでございます。

さらにこの点に關しましてはですね、梁川地区を通ります国道から県道などに関しまして北上金ヶ崎パシフィックルート等でありますとか、東北横断等の北上ジャンクション江刺田瀬インターチェンジ間の高規格道路整備といったですね、内陸と沿岸を結びます地区の道路交通網の強化といったことに関しまして近隣の市町とともに要望しているところでございます。ということで将来に向けてはですね、この地域の交通量をさらに増えていくというそういった可能性がある部分ですので先ほど申しました通りですね、こういった部分に関しまして今後の国、県への要望の要望にですね、その地域の声を反映させるなどの対応ということも必要なのではないかなというふうに思っております。

それから4点目資金調達の方法ということでございますけれども、資金調達に関しましてはやはり事業内容がですね、具体的に固まった時点でこういった財源を探してくるかといったところの検討を併せて行うということになるかと思っております。

それあくまで一般論という考え方でありまして先ほどお話がありました過疎債でありますとか、クラウドファンディング、そういった手法はですね、市の一般財源の負担をですね、抑制するためには非常に有効な取り組みというか手段だと思っておりますので、こういった取り組みがですね、さらにその具体のものになっていく段階においてはですね、選択肢として検討をしていくべきというふうに捉えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君） 今回の質問に対して懇切丁寧にお答えをいただいて感謝を申し上げます。

繰り返しになりますけども、まとめとして、江刺田瀬インターからは、三陸方面花巻、盛岡方面、北上秋田方面、奥州東京方面へと4方への分岐点の地点であります。

繰り返しになりますけども、休憩スポットの不足は大きな地域の大きな課題となっておりますし、ドライバーの利便性向上や、地域経済の活性化に加え、不法投棄などの観点からも、ぜひ早急な対応が求められております。

今ほどご回答いただいたような形の中で、地域住民やドライバー、商工団体からの強い要望に応えるためにも、実現可能な具体策の検討と、官民一体となった更なる取り組みが必要と思います。

市としては、引き続き地域の声を大切にして、関係機関との連携を強化しながら、現実的な対応策を検討し、前進させることを強く希望をいたします。

地域の期待に応えるために、市としての積極的な姿勢を期待して、そういうご所見を伺って、質問を終わります。

○議長（菅原由和君）二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君）まとめということで質問いただきましたので、私、答弁させていただきますけれども市の課題感ということでございますが、先日私も現場見ております。インターチェンジ近くの国道沿いにですね、10台ほどの車が止められておりました。これ多分、乗り合い場所として補助的に使われていてそこから沿岸等に向かう方々の車かなというふうに思いました。繰り返しになりますが、現場を含めて課題は認識しているつもりでございます。これも様々な地域から様々な課題について要望ございまして、どれを優先するかという話にはなってしまうんですけれども、今後これから、現状でも、台数増えているということではあります、梁川バイパスこれが解決するということが起こればですね、これ進めているわけですけども、ここはどういったことがさらに起こり得るか、この辺は想像しなきゃいけないというふうに思いますし、市長からも答弁した通り、国とか県が管轄する道路が絡む話になりますので関係機関と協議しなければならないというのは、ご理解いただいている通りだというふうに思います。今後はですね、バイパスの整備状況にありまして、解決すべき優先課題は何か、それを解決するためには、こんな手段が必要で、その運用はどうあるべきか、そのあたりを協議しなければなりませんし、先ほど課長も答弁いたしました通り、場合によっては、県の統一要望を含めてですねその要望の内容で訴えるべきは訴える、そういうことも考えなければいけないと感じております。それから課長の方から、パシフィックルート等の動きについても言及がございました。これについては金ヶ崎、北上、そして奥州、関連する団体等々で期成同盟会を作っておるわけでございますけれども、趣旨としては、これ住民の利便向上もそうなんですけれども、産業道路として先ほど申し上げました自治体の大規模な工業団地と営業を繋ぐルートを整

備しようという趣旨でございますので、産業界からの声とか、定量的な実証などが加味されればですね、その運動とその内容に包含して訴えということも必要かなというふうに思います。いずれ、繰り返し本当に何度も申し上げて恐縮でございますが、関係機関と協議して、連携して進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君） とどまらず、早急な動きを期待して、次の質問に移ります。

それでは、2件目として、防災行政無線の時刻チャイムの楽曲変更についてをお伺いいたします。

奥州市では、令和2年より、地域無線による朝6時、お昼夕方5時の3回のチャイムが、チャイム音が警察地域の安全安心の一環として導入されております。

地域住民にとっては、生活の一部として定着し、朝は野原、お昼はエーデルワイス、夕方は夕焼け小焼けの曲が流れ、大変有意義な取り組みであると評価されております。

この間、地域の声を受けて、時刻チャイムに、大瀧詠一さんの楽曲を使用できないかとの要望が上がっております。

ご承知の通り、大瀧詠一さんは、我々の地域の誇りの文化人であり、その地域である本市においても、彼の音楽を活用することは、地域の誇りや文化の発信に繋がると考えます。

私どもも、江刺梁川地域が、大瀧詠一さんの故郷であることを踏まえて、地域振興会から、令和3年度に、大瀧さんの楽曲を防災行政無線のチャイムとして、使用できないか要望しております。

令和5年度の回答では、その機器としては可能であるものの、楽曲の編集経費が、経費などが、100万円を超えるため慎重に検討されているとのことでした。

また、設備の長寿命化に向け、機器を順次更新していく必要があることから、操作、操作卓更新に合わせた対応を検討しているとのことでもあります。

そして、過日、5月31日の江刺地区センター長会議が開催されました。

現在、江刺8区に、同じチャイム曲が流れております。

その8区からは、同一の大瀧さんの楽曲が流れても問題ないと回答を得ているようであります。

現在、そして地域内に多くの地区で、同一局が流れている状況でもあります。

今後、多くの地区との連携を図り、大瀧さんの楽曲を導入することが可能かと思うのですが、そこで以下の点について、お伺いをいたします。

一番目に、チャイム音の生活の一部としての現状と課題について、二つ目に、地域連携での楽曲変更について、全ての地区との連携を図り、大瀧さんの楽曲の導入を実現するための方策や、その可能性について、三つ目に、実現のための方法や今後の見通しについて、プロジェクト成功させるための支援や、実施スケジュール検討プロセスについて、お伺いをします。

以上登壇しての質問といたします。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 中西秀俊議員の2件目のご質問にお答えします。

最初に、1点目のチャイム音の現状と課題についてであります。防災行政路線を活用した時刻チャイムについては、国見大岳基地局からの電波を受信するため、江刺地域の地区センターに設置したアンテナ設備を利用して、令和2年8月から江刺地域の8地区の振興会と同報系防災行政無線使用に係る覚書を締結し、毎日午前6時、正午、午後5時に放送しております。

当該安全設備については、平成27年度に江刺地域に電波を発信する江刺基地局の整備が完了するまでの間、江刺地域の地区センターと本庁等との連絡手段を確保するため、暫定的に整備したものであり、今後、更新時期を迎えると使用ができなくなるものであります。次に、2点目の地域連携での楽曲変更についてであります。現在の時刻チャイムは、差し引きの時刻チャイムを希望する8地区の振興会との覚書により実施していることから、8地区において合意がなされれば、楽曲の変更は可能であると考えております。

大瀧詠一さんの楽曲を使用するためには、著作権に関わる費用の他、防災行政無線で放送するための編集作業等に100万円を超える費用が見込まれております。

最後に、実現のための方法や今後の見通しについてであります。

市といたしましては、防災行政無線の設備を使用して使用して地域が望む楽曲を放送することは問題ないと考えておりますが、実現するために必要な費用については、防災行政に関わるものではないこと、その効果が地域限定的であることから、これらの費用負担は、受益者である地域等において負担すべきものと考えております。

大瀧さんの楽曲による時刻チャイムについては、既に地区要望として提案されていることから、今後、市の考えを地域に説明した上で、実現に向けた取り組みに協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君）ありがとうございました。

今のご回答に尽きるのかなと思います。

江刺地域の地区センターに設置されたアンテナ整備の件変更の可能性について、伺ったわけですが、まず地域が望む楽曲放送するために、著作権に係る費用の他、編集作業などに必要な費用100万円を超えることについて、市としては、費用負担が受益者である地域に求められるとの回答をいただきました。

地域で100万円を負担しながら、次のステージに向かっていくという考え方もあらうと思いますが、市とすれば、地域要望だから提案されているという形の中で、一緒になって実現取り組みに協力をしてまいりたいという回答をいただきつつ、具体的な支援の方法や、地域住民がこのプロジェクトに対して積極的に協力できるようにするためには、どのようなサポートや仕組みが考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）千葉危機管理課長。

○危機管理課長（千葉光輝君）それでは再質問の方にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

大瀧詠一さんの楽曲の利用に関しましては、既に水沢江刺駅の発車メロディーなどに利用していること等がございますので、これらの取り組みをですね参考事例といたしまして著作権などの手続きなどについてはですね、協力が可能であるというふうに考えているところでございます。

また防災行政無線で放送するための編集作業につきましては、まず楽曲自体のですね、編集作業と防災行政無線へのですね、登録作業というものがございます。

それぞれですね防災行政無線のですね、保守業者等とのですね事前確認などが必要というふうになってくるものですので、具体的にですねそれを進める前につづめるに当たりましては当危機管理課の方にご相談をいただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君）昨日も、防災行政無線を確認したわけですが、まだ、数年しか経っておらず、新しい鉄塔だと強く感じておりますが、いつまでという期限はわからないと思うのですが、当面は活用できると判断していいのか、さらには、受益者、地域でお金を負担すべきというご回答の中での、地域とすれば、振興会なり、振興会とすれば、どのような気持ちを持って、市との協議に臨めばいいか。

お伺いいたします。

○議長（菅原由和君）千葉危機管理課長。

○危機管理課長（千葉光輝君）当該防災行政無線の放送設備アンテナ等につきましては平成24年度に設置をして設置したものでございまして、設置から大体12年ほど経過をしております。毎年保守点検の業者の方に委託をして、点検業務をしているところでございますが、現時点においては、主だった細かい修理というのは行っているところではございますが、大きな不具合等の報告はいただいておりますが、業者の方からはいずれ設置から10年以上経過しているところから、修理が困難になる場合もあるために計画的な機器の更新の検討をお願いするというふうに、保守業者の方からは報告を受けているというところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君）及川市民環境部長。

○市民環境部長（及川協一君）私の方からは、江刺地域の総合防災行政無線のあり方についてちょっと全体的な流れを説明させていただければと思います。

現在江刺地域で時刻チャイムを放送している防災行政無線の設備につきましては、防災行政無線を整備する際にですね、江刺地域で中継局がなかったために、暫定的に説明整備した設備でございます。

防災行政無線としては同報系の無線についてはですね市全体としては整備しないということで方針が出ておりましたので、将来的には、この防災行政無線については、機器の更新を行わないという方針が出ておりますので、そこまでの間お使いはいただけると、保守ですとか修理についてはその都度、我々危機管理課の方でやっていくという方針は決まっておりますので、今しばらくの間は大丈夫かなというふうに思っております。

あとは資金調達とかですねそれからかかる経費につきましては、保守業者が入っているものですから、そちらとの交渉は危機管理課が中心になって進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（菅原由和君）中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君）お答えありがとうございました。

最後になりますけども、防災行政無線の時刻、チャイムの楽曲変更に関する具体的な対応課題をいただきました。

地域の声を反映するために、実現可能な支援策や協力体制の構築が、さらにさらに不可欠と感じております。

奥州市としても、地域の希望を実現するために、どのような支援ができるのかを検討し、具体的なガイドラインやサポートを提供することも、今ほどいただいたような形で大切だと思います。

地域住民と市が一体となり、より良い環境を整えるため、取り組みを進めることで、地域の防災意識の向上と、コミュニケーションの促進も期待されると強く思っておりますし、今後プロジェクト実施に向けて、市が地域と協力して、必要な情報や支援を提供することで、地域住民が安心して、プロジェクトに取り組むこともできるよう、引き続き、多くのご尽力をいただければと強く願っております。

また、市議会同僚議員にも、水沢江刺駅の大瀧詠一さんの楽曲を本当に精魂込めて取り組んだ方などのアドバイスを強く受けていただいて、地域の文化と誇りを大切にし、市民の皆様にとって、よりよい生活環境を提供する前向きな取り組みが、取り組みを強く期待いたします。

ぜひプロジェクトの実現に向けて、積極的なご対応、ご対応をいただきたいと思いから、最後、ご所見を伺って、質問を終わります。

○議長（菅原由和君）及川市民環境部長。

○市民環境部長（及川協一君）いずれ地区要望でも挙がってきている件でございますので、具体化に向けてですね、大体課題が出そろったのかなというふうに思っております。それを明らかにした上で地域と情報交換させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原由和君）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明9月4日午前10時から開くことにいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時26分 散会